

第百十三回国会 参議院外務委員会 會議録 第二号

昭和六十三年十一月八日(火曜日)

午前十時開会

委員の異動

十月三十一日

辞任

林田悠紀夫君

補欠選任

小野 清子君

十一月一日

辞任

小野 清子君

補欠選任

林田悠紀夫君

出席者は左のとおり。

委員長

堀江 正夫君

理事

久世 公義君

森山 眞弓君

矢田部 理君

小西 博行君

委員

大鷹 淑子君

倉田 寛之君

後藤 正夫君

嶋崎 均君

林 健太郎君

原 文兵衛君

中村 哲君

松前 達郎君

黒柳 明君

広中和歌子君

立木 洋君

吉岡 吉典君

田 英夫君

政府委員

外務大臣

宇野 宗佑君

説明員

事務局側

常任委員会専門員

木村 敬三君

外務大臣官房審議官

外務大臣官房外務参事官

外務大臣官房文書移住部長

外務大臣官房領事移住部長

文部省初等中等教育局高等学校課長

資源エネルギー庁長官官房国際原子力企画官

海上保安庁警備救難部参事官

田中 伸男君

小柳 皓正君

連藤 哲也君

原口 幸市君

田島 高志君

黒河内久美君

森 正直君

資源エネルギー庁長官官房国際原子力企画官

海上保安庁警備救難部参事官

田中 伸男君

小柳 皓正君

連藤 哲也君

原口 幸市君

田島 高志君

黒河内久美君

森 正直君

内閣法制局第一部長

外務大臣官房長

外務省アジア局長

外務省北米局長

外務省中近東アフリカ局長

外務省経済協力局長

外務省条約局長

外務省国際連合局長

大出 峻郎君

藤井 宏昭君

長谷川和年君

有馬 龍夫君

恩田 宗君

松浦晃一郎君

齊藤 邦彦君

遠藤 實君

實君

實君

實君

實君

實君

實君

實君

實君

實君

實君

實君

實君

實君

實君

實君

實君

實君

實君

(外交官の財テク問題に関する件)

(日本の対外文化協力に関する件)

(天皇をめぐる外国報道に関する件)

(北朝鮮との関係改善に関する件)

○委員長(堀江正夫君) ただいまから外務委員会を開会いたします。

国際情勢等に関する調査を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○久世公義君 竹下内閣が昨年十一月に発足をいたしましたからちょうど一年が経過をいたしました。この間の国際情勢は極めて流動的かつ変化に満ちたものであったと認識をいたします。世界の二つの超大国である米ソの関係については、この間二回にわたって首脳会談が開かれ、対話が促進をされました。特にINF全廃条約の署名、発効は軍縮の促進を願う我が国としても極めて重要でございます。また、このような東西関係の動きを背景にしまして、アフガニスタンからのソ連軍の撤兵合意があり、実際の撤退も開始をいたしました。欧州でも西独やイタリアの首相がソ連を訪問し、近くミッテラン大統領も訪ソをするという動きがございます。世界各地の地域問題も、イラン・イラク紛争の停戦合意を初めその他の地域においても解決に向けた動きがございます。しかし、東西関係を含め国際情勢は本来的には依然として厳しい情勢にあるのが現実でございます。このような認識に立ちまして、日本外交の直面する諸問題について、以下幾つかの点について御質問を申し上げます。

まず第一は、日米関係でございます。本日、アメリカでは大統領選挙の一般投票が行われようとして、今から二十四時間もたてば次期大統領が判明していると言われております極めて重要なときでございます。

第二番目は、グローバルな意味における日米協力関係の重要性に対する認識の確立です。日米両国は、合わせますとGNPあるいはODAあるいは国連の負担金などの重要な指標で全世界の三分の一以上を占めております。両国の世界の平和と安定に対する責任と役割は非常に大きいものがあると思っております。我が国の世界に対する貢献が拡大するに伴って、世界の平和と繁栄に関する問題についての日米間の協力、協議の幅と深みは増大をいたしております。

第三には、グローバルな協力関係の基盤となるのが日米二国間関係の円滑な運営です。過去、特に貿易や経済関係におきましていろいろな摩擦がございましたが、一つ一つを着実に両国の協力と共同作業を通じて解決に成功いたしてまいりました。このような実績は、ことわざにもございますように、雨降って地固まる、日米関係の幅を広げ、深さを増加したものだと思っております。

最近、米国ではハードンシアリングが議会を中心に問題化いたしております。世界最大の債務国に転落しながらなお西側諸国の防衛のための膨

大出 峻郎君

藤井 宏昭君

長谷川和年君

有馬 龍夫君

恩田 宗君

松浦晃一郎君

齊藤 邦彦君

遠藤 實君

實君

實君

實君

實君

實君

實君

實君

實君

實君

實君

實君

實君

實君

實君

大なるコストを担い続けていることについて、アメリカの国民には強い不安がござります。このような状況を背景に、経済力に力をつけてまいりました西欧あるいは日本こそが、世界の平和と繁栄のためにのおのの国力に応じた貢献をすることに、安全保障、防衛分野のみならずより安定した政治的、経済的な国際環境確保のため、より公平に負担を分かち合っていくべきであるという議論が問題の核心とされます。我が国といたしましては、経済力を中心とする国力の増大に見合った国際的な責任を積極的に果たしていくべきだと思ひます。

以上、いろいろ申し上げましたが、私はできる限り早い段階で次期政権と接点を取り、グローバルな問題を含む日米関係の運営のあり方について認識を共有し、またハイレベルでの個人的な関係構築に向けて努力を傾けるべきであると考えます。外務大臣、米国防務省との関係構築の具体的な方法をどのようにお考えでございましょうか。また、バードン・シェアリングの議論を踏まえての日本の国際的貢献についての御所見を伺いたしたいと思います。

○国務大臣(宇野宗佑君) 日米関係に関しましていろいろと過去の事例を挙げ御質問を賜りました。

申すまでもなく、我が国外交の基軸は日米関係でございまして、確固たる日米関係が世界の平和並びに繁栄に大いに貢献すると私たちはかように考えております。したがって、今日までも特にロン・ノボルと言われた関係において日米は世界的な視野に立つての協議を続けてまいりましたし、また二国間の問題に関しましては、一つ一つ誠意を傾けて両国が解決することに成功してまいりました。私は考えております。こういうような関係は、いよいよあす新しい大統領が選出されるわけでございますが、となたが大統領になられましようとも、私たちといたしましてはそうした基本方針に変わりはございせん。

特に、今申されましたバードン・シェアリングの

問題に関しましては、どういたしてもやはり今日アメリカといたしましては、久世委員が申されましたような理由によつて、日本を含む同盟国にそれぞれ公正な貢献を求めておられるというふうな、いわゆる負担を分かち合うというバードン・シェアリングの言があるというところは私たちが聞いております。日本といたしましては、世界に貢献する以上は、いろいろな問題に関しまして今後自主的に判断をすべきである、かように考えておる次第でございまして。

なお、新しい政権が誕生いたしました晩には、やはり日米関係が我が国外交の基軸であると、こういう観点からいたしまして、早々に接点をしなければならぬ。そして今後の問題に関しましてはその対応をいかに進めていかなければならぬ、かように考えております。

○久世公義君 ただいま外務大臣がおっしゃいましたように、できるだけ早くひとつ新政権との接点をお願いしたいと思う次第でございまして。日米関係のあり方を考える上において、私はできるだけ広いレベルで日米関係を強化をしていただきたいと思ひます。

私ごとでございますが、私はこの夏全米知事会議に出席をいたしました。その際、十数名のアメリカの州知事と面談をいたしました。各州の知事は非常に頻りに日本にも来ておりますし、日本に大変好意的でございまして。日本に対して、政治や経済にかかると問題だけではなく、社会や文化についても関心と理解を示しております。また、ここ数年来いろいろと問題化しておりますところの日米の経済、貿易関係につきましても、連邦政府や連邦上下院とは異なつた親日的な考え方を知事は持つております。日系企業の立地やあるいは企業誘致というふうな州レベルの問題もありましようけれども、それを超えた各州知事の日本に対する信頼感があると思ひます。それを私は肌で実感をしてまいりました。しかもアメリカの州知事の地位は非常に高く、国政に対しても大きな影響力を持つております。歴代の大統領に

も知事の出身者が非常に多いし、今回の大統領選挙におきましても知事の果たしている役割は極めて高いことはつとに知られているところでございします。

これから日米間のいろいろな問題を解決するに当たりまして、州知事の存在を十分に評価をし、州知事との交流、さらには地方自治レベル、草の根レベルの交流が必要と考えておりますが、外務大臣、いかがお考えでございましょうか。

○国務大臣(宇野宗佑君) 久世委員からいただいたみずからの体験による州知事のそうした考え方、日米間の考え方に關しまして承りました。

ついでこの間も、ミシシッピの知事を中心に三州の知事がそろつて来る、やはりそういうような傾向がふえておりますし、さらにはまた、既にアメリカの五十州それぞれ多くの州が日本に事務局を持つておられるというふうな状態でもございまして。まさにおっしゃるとおり、国と国とのつき合ひも大切でございまして、地方同士のおつき合ひということも私はこれからますます緊要になるのではないと思ひます。特に、やはり外交は国と国とのつき合ひでございまして、それを代表する個人と個人がそれぞれ意見を交わし、友情を交わすということが大いにあつて力があるというように存じますので、今後大いに地方交流ということもあらゆる面において大切である、かように考えております。

○久世公義君 次に、対ソ外交のあり方についてお伺いをいたしたいと思います。

先般のクラスノヤルスク演説にも見られますように、ソ連は明らかに日本との関係改善に意欲的ですが、しかし、その主なねらいは、ソ連自身の経済の活性化、シベリア・極東開発のために、みずからは余りコストを払ふことなく、日本の経済力なり技術力を利用したいということではなからうかと思ひます。

他方におきまして、日ソ間の最大の懸案でございします北方領土問題についてのソ連の立場は、かつてのグロムイコ外相のように話し合ひのテー

ルにも着かないということではなく、一応議論するという姿勢を見せ始めております。しかし、その基本的な立場には変化がないのみならず、極東の軍事力を増強し続ける対日政策におきましては、ゴルバチョフの言ういわゆる新しい思考などは片りも見られないような気がいたします。これはソ連の対日政策に真剣味が欠ける証左ではなからうかと思ひます。

本年末には、シェワルナゼ外相が日本に来ると言われておりますが、これは極めて重要な問題だと思ひます。政府といたしましては、このような訪日にどのように取り組む所存でございましょうか。訪日の機会に北方領土問題に前進があるという期待もございまして、いかがなものでございましょうか。

また、日ソの関係改善のための首脳レベルでの率直な話し合ひも重要であると思ひますが、過去において我が国の総理は四回も訪ソをしてののに対して、ソ連の首脳は一回も日本に来ておりません。したがって、まずゴルバチョフ書記長の訪日を実現させるということが必要だと私は考えますが、外務大臣、いかがお考えでございましょうか。

○国務大臣(宇野宗佑君) シェワルナゼ外相が十二月の十九、二十、二十一、三日間にわたつて訪日するということは確定されました。そして日ソ外相会談が開かれるということも確定されました。そうした中におきまして、当然我が国といたしましては北方領土、これの一括返還という重大な問題がある。これの解決によつて両国の平和条約締結という重大な段階を迎えている。しかし、こうした問題に関しましては、従来やもすれば両国の見解が大いに異なり、いろいろと未解決のまま今日に至つておるわけでございまして、やはりこうした問題も含めまして、私は当然日ソ問題は大きい改善をしていかなければならない、かように考えております。

今も久世委員お触れになられましたが、確かにゴルバチョフ書記長誕生以来、ベレストロイカで

あるとか、あるいはグラスノスチであるとか、いろいろ新しいダイナミックな政策の打ち出し、そうしたことは見られます。私たちも、やはりこうしたある程度今までの指導者とは違う人たちの間で諸問題を解決することは必要である、こういうふうな考えでおる次第でございますが、確かにペレストロイカそのものが、じゃ日本にどのような今日まで影響を与えたかということになりますと、今のところこれといった見るべきものはございません。

過般来、ゴルバチョフ書記長のブレーンの一人であるという方も来日されておりますし、さらにソ連の主要なる雑誌社の主幹も来ておられまして、それぞれお目にかかっておりますが、確かにそうした方々と話している間には、私たちはソ連も変化も見せつつあるなということは考えておるわけでございますが、いずれにいたしましてやはり外相同士で率直にひざを接して話し合うということが大切ではなからうかと、かように思っております。

特に、この間もクラスノヤルスクにおけるところのゴルバチョフ書記長の声明等々もございまして、その中にはあるいは極東の開発等々の問題も含まれており、そうした問題も提案されると思っておりますが、いずれにいたしましてあらゆる分野におきまして私はいろいろと話をしていく、そして粘り強く交渉をしていく、そして私たちの従来の方針を貫きたい、かように考えております。

○久世公義君 日中関係あるいは日韓関係は、我が国がアジアの一国であるだけに極めて重要な問題でございますが、時間の関係で質問は割愛をいたしたいと思っております。

ただ、本年は日中平和友好条約締結十周年にも当たっておりますので、日中関係について一言だけ意見を表明したいと思っております。

本年五月には宇野大臣が訪中され、また八月には竹下総理の訪中が行われました。日中両国の指導者の間で緊密な対話があつた年でございまして、私も本年六月、一週間でございましたが、中国

を訪問する機会を得ました。都市や地域の実態を見まして、道路や街路、公園というようなインフラが未整備であること、居住環境が極めて悪いこと、産業、特に第二次、第三次産業が立ちおくれ、雇用条件も悪いことを痛感いたしました。中国が社会主義初級段階を提起し、貧困と立ちおくれから脱却するために約百年にわたって改革、開放を推進する必要があるとしている意味を肌で感じた次第でございます。

このような実態であるだけに、中国は従来のイデオロギー中心の方針を転換をいたしまして、経済建設最重視の路線を採用いたしております。経済近代化に必要な資金なり技術面での協力を我が国を初めとする諸外国に期待しているというのが実態でございます。竹下総理にも鄧小平主席が我が国の経済協力に對して謝意を述べられたというところでございまして、私も訪問をいたしました先々で、対中経済協力に對する中国側の感謝の言葉を耳にいたしますとともに、一層の協力をお願いするといふ声に接しました。

中国が穩便で現実的な近代化政策を維持しながら安定した国づくりを目指すことは、我が国にとりまして、またアジアの平和と安定にとつても好ましいという観点から今後ともひとつ日中共同声明なり、日中平和友好条約あるいは日中関係四原則に基づいて、各分野にわたる協力関係の発展をぜひとも図っていただきたいと思う次第でございます。

そこで次に、「世界に貢献する日本」の実現について御質問を申し上げたいと思っております。我が国は今や世界のGNPの一角を優に超える経済大国です。国際秩序の主要な担い手の一人でもございまして、国際社会において果たすべき責任と役割は飛躍的に増大をいたしております。これは国際的な期待でもあり、また我が国の平和と繁栄のためにこそこの役割を果たすべきだという認識でございます。

竹下内閣はその発足以来、「世界に貢献する日本」の建設というものを最重要課題として掲げて

おります。そして、三つの柱から成る国際協力構想を打ち出しておりますことは時宜を得たものとして高く評価をいたしたいと思う次第でございます。

そこで、この三つの一つずつにつきましてお考えを承りたいと思っております。

まず第一は、平和のための協力についてでございます。平和のための協力は、国際的平和と安定に貢献すべく、国連などの平和維持活動に對して、財政面だけでなく、要員派遣面でも積極的貢献すること、さらに紛争解決後も平和定着に向け難民帰還援助あるいは復興援助の人的、財政的貢献を行うことなどを内容とする包括的な協力と理解が必要だろふと思ひます。国際平和のために汗を流す外交というものを積極的に推進することが必要でございます。

既に承るところによりますと、政府は、本年に入りましてから、アフガニスタンあるいはイラン・イラクの紛争に関連する国連の平和維持活動にそれぞれ政府官一人ずつを派遣されたそうでございます。従来、日本に對しては、とかく金は出すけれども、人は出さなまいとされてまいりました。こういうことに対しては、今回は画期的な第一歩だと思ひますけれども、まだまだ不十分でございます。要員の派遣面での我が国の協力をもっと強化する必要があるかと思ひます。

そこで、国連の平和維持活動などに對してより多くの人々を参画せしめるような法的な枠組みあるいは予算措置等の体制強化についてぜひともお願いをしたいと思います。これに關する外務大臣のお考えを承りたいと思ひます。

○国務大臣(宇野宗佑君) 今の御質問の前に、先ほどの日ソ関係で首脳に關する御質問がございました。これは私お答えするのを忘れてまして甚だ失礼いたしました。やはりまずソビエトの首脳が訪日をしていただくというのが建前でございます。したがってそういう面に向けまして努力をいたしたいと、かように思っております。

今の国連等々を通じての世界の平和に貢献

する日本という、この大きな柱を私たちはぜひ実現していかなければならないと思ひます。もう既に御指摘のとおり、アフガニスタン一名、イラン・イラク紛争、これには国連の職員も含めまして日本人二名、五名の係官の中で二名が日本人だといふふうなことで日本も変わってきたというふうな評価を受けております。また事実、そうして日本が金だけでなく人を派遣してくれたいというところは非常に大切なことだといふふうな世界の要請にもおこたえいたしておると思ひます。今後、紛争は各地において終結の方向に向かつており、そうした場合にはますますこういう要員は必要ではなからうか、私はかように考えております。もちろん国家公務員を主軸としなければなりません。が、なかなか手が回りません。そういうふうになつてまいりますと、あるいは自治体なりあるいは民間なり、そうした方面からも有能なお方を派遣してもらうように考えていかねばならない。こういうふうな考えますと、御指摘のように新しい体制というものについての検討をしなくちゃならぬ、こういうことでございまして、まずその体制の検討をしたい、かように思つておる次第でございます。

○久世公義君 第二番目の柱でございますODAの拡充について御質問申し上げたいと思ひます。

本年の六月には第四次中期目標が決定され、今後五年間のODA実績を五百億ドル以上にするよう努めるということを対外的に公約いたしました。ともに、今後の我が国の援助の方向を明確に示して、国際的にもこれは非常に高い評価を受けております。非常に結構なことでございます。ODAの額の増加だけではなくて援助の形態といたしましても、相手の開発途上国側の事情を反映しまして、プロジェクト型の援助に加えて、最近におきましては経済政策支援のためのいわゆるプログラム型の援助も増大しております。開発途上国の経済運営に与える影響も増加していると思ひます。ただ、ODAは国民の税金を使用して行われる事業でございますから、いかにして効果的かつ

効率的に実施していくことが私の重要関心事でございます。

三点について伺いたいと思います。
まず第一は、我が国の援助の地域的配分の問題です。従来我が国はアジア諸国を中心に援助を実施してまいりましたが、今後は国際的責任を果たす見地から他の地域への援助も拡大していただきたいと思ひます。特に、中南米地域は伝統的に親日的な国が多い地域でございますし、現在日系人、在留邦人も百万人移住をいたしております。また、非常に国が多い関係から国際機関等での選挙の際の票も多うございます。さらに中米・カリブ地域に存在するパナマ運河、カリブ海は我が国の重要な貿易ルートであるだけではなくて世界的にも重要な交通路でありますし、その地域の安定というものは我が国にとつても重要だと思ひます。これからひとつ我が国としては中南米地域への援助を拡充すべきだと思いますが、いかがでございますでしょうか。

第二番目は援助実施体制の問題です。我が国は、今年年中には恐らく米國を抜いて世界一の援助供与國になると言われておりますが、援助スタッフとかあるいは専門家の数などの実施体制の面では量の拡充に對し切れないという話がございます。我が國の國際的貢獻の重要な柱でございますODAに大きな予算を振り向けながら、スタッフが多分なために十分な効果が發揮できないというところになったら大変でございます。この点についての大臣の御所見を伺いたいと思ひます。

第三番目は、我が國では相手國の要請に基づいて經濟協力を実施するといういわゆる要請主義の方法を採用していると承知いたしております。確かに相手國の自助努力を側面的に支援するために要請主義が採用されているという点は重要でございますけれども、ODAの原資が國民の税金によつて賄われているということを考えますと、その資金の効率的な使用に努めるべきだと思います。的確なプロジェクトに適量の資金を投入していくということが援助資金の効率的な使用につながつて

いくことは明らかでございます。この点につきましては大臣のお考えを承りたいと思ひます。

○國務大臣(宇野宗佑君) 三点に關しましてお答え申し上げたいと思ひます。

第一点の中南米の問題でございますが、仰せのとおり、やはり我が國といたしましては、南北問題、その關係の根底に横たわる相互依存とかあるいはまた人道的な問題、そうしたことでODAというものが年々拡充いたしてまいつた次第でございますが、太平洋時代を迎えるということ等々を考えますと、もちろん太平洋に面する面も面しない面もありまして、やはり中南米ということ等を私たちが考えていかなければならない、かように考へております。特に、過般メキシコに参りましたのが、もう百年間という間我々は今日まで友好を続けてきたというふうな歴史もございまして、百年前にはそうした中南米にも日本よりすぐれた國があつたということ等々も考えますと、やはりそうした意味におきましてこの關係というものは維持してまいらなければなりません。したがいまして、私たちといたしまして当然アジア、中東あるいはアフリカと同じように中南米のことも考へていきたい、かように思つておる次第でございます。

第二番目には、ODAの実施体制をしつかりしないことにはなかなか今後の要請にこたえられないではないかという仰せでございますが、これまで私たちがいたしまして今一番頭の痛い問題でございます。しかしながら、いろいろな關係方面からの御協力等々もちやうだいたしまして、今後その内容充實、特に人員等々に關しましてはやはりまあよい人、本當にすばらしい人がその先頭に立つていろいろと貢獻をせよというふうなそういう体制をしきたい、そう思つておりますので、JICA等々におきまして人材の養成なり人材の充實等に私たちは力を込めて、そして実施体制に万遺憾なきを期したいと思ひます。非常に難しい問題でございますが、今後ともいろいろと、また定員等の問題に關しまして、御聲援のほどをお

願ひ申し上げたいと思ふ次第でございます。

三番目は、特にODAの相手國に對するいろいろなことに關して今後はどうかというお話でございますが、確かに、要請に従ひまして私たちはそれを検討していただき、そして実施してきておるわけでございますが、当然オフ・ア・方式というやつもございまして、要請を補充するという意味で我が國からもこういうふうなことをされてはどうですかというふうなことで、オフ・ア・方式によりましてODAの充實を期す、内容的な効果を期すということも必要ではないか。だから、政策の提言もいたしたいと思ひますし、今後もしそうした面におきましては、二國間の關係をさらに充實したものを待つていつて、日本といたしましても本當に世界にそうした面で貢獻しているんだということの实效を上げたい、かように考へている次第でございます。

○久世公義君 「世界に貢獻する日本」の三番目の柱は國際文化交流の強化についてでございます。

これまでの我が國の外交政策においては政治、經濟面に比べて文化面がいろいろにされてきたという指摘がございます。他方におきまして、近年は我が國との幅広い文化交流を圖つていこうという諸外國の要望や期待は非常に増大いたしております。また、國際文化交流の促進は、世界の文化の發展に資するだけではなくて、國際協調や世界平和の精神的土壌の育成にも役立っております。またさらに、國際文化交流は我が國自身の國際化にとつても意義が大きいと思ひます。このよ

うな國際文化交流の推進を三本柱の一つとしたことは、極めて時宜を得たものとして、ひとつ今後とも積極的に具體的な努力を払つていただきたいと思ふ次第でございます。

外交政策、さらに「世界に貢獻する日本」の實現のための三本柱につきまして御質問を申し上げました。最後に、これらを通じて政府にぜひとも考慮をお願いしたいという三点について申し上げたいと思ひます。

その第一は、内政と外交との一体的な展開についてです。よく内政と外交は車の両輪ということが言われておりますが、この言葉どおり最近の外交上の重要問題は同時に内政上の大きな課題でもございます。また、内政上のいろいろの政策を進める上では國際的な配慮や外交上の視点がぜひとも必要だと思ひます。自動車、半導体あるいは農産物の自由化問題、公共事業参入をめぐる問題、知的所有權あるいは貿易摩擦に關するいろいろな問題あるいは科学技術に關する問題や外國人労働問題等が今いろいろと起りつつあり、またそれは解決をしてきた問題でもございます。

これからの外交政策を進める上においては、常に内政と外交の一体性を考へて、外務省としても關係各省庁と緊密な連絡のもとに強力な外交政策を展開をしていただきたいと思ひます。同時に、國內政策の分野につきましても外務省は従前以上に大きな關心を持つていただいて、外交政策との關連性を考へることが重要であると思ひます。

第二点といたしましては、國際化時代における我が國の對外的な対応には政府と民間、國と地方といった我が國のあらゆる分野、各界を網羅した総合的な努力が必要だと思ひます。適切な對外的な対応をするためには、外務省や關係各省庁はもとよりのことでございますが、國際に關連性を持った民間事業あるいは諸団体による民間ベースでの援助活動、NGOなんかその一つでございましょう。さらに、民間の經濟活動、広報文化活動というものが期待されております。

また、全國民的な視点と申しますか、都道府県、市町村という地方自治レベルでの國際文化交流活動の意義も極めて大きいと思ひます。最近では地方の國際化とか草の根交流ということが叫ばれておりますけれども、全國民的な視野に立脚をし、

幅広く、そして質的にも充実をいたしました政策を強力に展開をしていただきたいと思ひます。

第三番目には、外交実施体制の強化についてでございます。我が国の国際社会における地位の向上と影響力が増大するに従ひ、各国は我が国の一挙手一投足に大きく注目をいたしてあります。我が国と諸外国との結びつきは量的にも著しく増大し、強化されております。各国の実情や我が国に対する期待を十分に把握した上で、それぞれが肝要かと思はれます。加えて、先ほど申し上げましたように、今や内政と外交は文字どおり車の両輪でございます。絶えず国内政策と外交政策を一体として考え、各省庁との間の連絡協力を密にして総合的な政策を展開していただきたいと思ひます。

現在は行政改革の時期でございます。行政改革を行いながら体制の整備を図るということはいろいろと困難な事情があることはよく承知をいたしております。しかし、我が国が国際社会の中でこのような責任を全うするとともに、内政外交一体的な政策を展開する上において外務省の体制をひとつ飛躍的に強化されることをぜひとも期待したいと思ひます。以上が私の外交政策に関する総合的な意見でございますが、これについて外務大臣のお考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

○国務大臣(宇野宗佑君) いろいろと総合的なお話をちょうだいしましてありがとうございます。特に、外務省は現在、定員からいへば問題におきまして、はつきり申し上げて「世界に貢献する日本」といふやうな足りない面がたくさんあるんじゃないだろうか、こういうふうにお思ひしております。予算、定員等々に関しましては従来からいろいろと御支援を賜っておりますが、今後私たちが極力やはり名前どおり世界に貢献し得る体制をつくらなくちゃいけないということでお一層の努力をいたしたいと、かように考えておる次第でございます。

特に、内政外交一体というお話に關しましては全く同感でございます。特に最近、外務大臣が寄りますとほとんど話は財政経済問題からあるいは税制問題からといったふうな非常に幅広い問題について私たちが話し合つておる次第でございます。ガット一つを考えましても、昔は名前どおり貿易並びに関税に関する一般協定であるけれども、物の動きだけではなくしてその物についてのサービスはどうなつたかというふうな問題、さらには知的所有権はどうなつておるんだというふうにとんどもとその範囲は広がつておるというのが今日の国際的な一つの傾向でございます。そういう意味から申し上げても、内政を担当される各省庁とは外務省は十二分に今後も連絡をとりまして、総覧者としての立場で力強い内政のもとに力強い外交を進める、これが私の考え方でござい

ます。なおかつ、そのためにはやはり一般国民の方々の御理解、さらには地方の方々、さらには団体等々の方々の御理解を仰ぎつつ、なおかつ協力も私は仰がなければならぬと、かように考えておる次第であります。特に、NGOに關しましては諸外国と比べますと非常に低いレベルでございます。そうした点からこの点はやはり国民の各位の御理解を得まして、我々も「世界に貢献する日本」の国民であるという気持ちでいろいろな面できつ御協力のほどをお願いしたいと、かように思つております。各地でことしは随分と災害が起りましたが、非常に各地方住民の方々の御熱意、さらには地方自治体の御協力によりまして、我々もいたしましては救援の手を差し伸べることができたということも一つの大きな実績ではなかつたかどうかと思つております。したがひまして、外務省はついでこの間も新潟県で移動外務省を開きました。さういふ一日外務省であるとかあるいはまた国際化相談キヤラバン等々を地方都市に派遣する、そうしたことを通じましてさらに内政外交一体であるということをも国民の方々にも広くPRしキャンペーンしていきたいと、かように考えておる次第

であります。○久世公義君 以上で私の質問を終えたいと思ひますが、先ほども申し上げましたように、現在日本は日本の外交にとりまして日米問題、日ソ問題、日中問題を初めいろいろと大きな問題が山積をいたしております。

宇野外務大臣は、ただいまの外交内政両面のベテランでいらっしゃるし、そこにおられます外務省の幹部の陣頭に立つてひとつ強力な外交政策を進められることを祈念をいたしまして、私の質問を終えたいと思ひます。

○矢田部理君 国際情勢にかかわつて、二、三最初何つておきたいと思ひますが、既にお話がありましたように、アメリカの大統領選挙が投票日を迎へまして、この大統領選挙をめぐる情勢をどう認識しておられるか。これはアメリカ自身が決めるべきことですから余り予想的な話をするのはアメリカの立場もありませんが、この選挙情勢の認識と選挙後の対日関係、日米関係に与える影響などについていろいろな角度から分析をしておられると思ひますが、この段階で外務大臣からお話を伺いたいと思ひます。

○国務大臣(宇野宗佑君) アメリカの大統領選挙は、日本時間である正午ごろには大勢が判明するのではなからうかと、かように私たちが考えております。したがひまして、日米関係はあくまでも我が国外交の基軸であるという立場におきまして、今日まで竹下政権誕生以来もロン・ノボルというふうな関係で非常に親密な関係が続いております。もちろんその間には矢田部委員御承知のとおり二国間でも随分問題がありました。これは我々としてはお互いに縮小均衡ということであつてはいけません。経済すべての面において拡大均衡ということでもそれぞれが努力しようという両首脳

の努力の結果が、一応いろいろな問題を解決してきただけではなからうかと思ひます。さうした意味でも、現在米ソ間は非常によい関係に入つておると私は思ひますが、この対日関係をやはり持続してほしいと思ひますが、その中に

おいて、西側陣営における日本も大きな役割を果たす、そのためには今後やはり日米間におきましても世界的視野に立つての協力というものが必要ではなからうかと思ひます。

アメリカは、さうした意味合いにおきまして、国民の手によつて新しい大統領をお選びになることとでございましょうが、日本といたしましてはどちらが大統領になられましようとも、今申し上げましたような観点において今後も日米関係を確固たるものにしていきたい、これが私の考え方でございます。

○矢田部理君 大統領選挙の結果を待つて、対日政策がどんな変化が出てくるのか、様子を見ながらもう少し個別問題についても議論したいと思ひますが、例えば貿易や防衛政策その他についてもいろいろな変化が出てくるのが想定もされますが、その議論はいずれ大統領選挙の結果が判明した後、改めてまた議論したいと思ひます。

もう一つ、ソビエトとの関係であります。先般、外務大臣もブリマコフ世界経済国際関係研究所長と会われていろいろお話をされたように報道されておりますが、ブリマコフ氏の話によりまして、中ソ首脳会談をできるだけ早く行いたい、来年の前半にもというふうなこともなつてゐるようでありまして、この中ソの政治情勢は随分改善の動きが出てゐるようでありまして、この点はまず外務省としてはどんな認識に立つておられるでしょうか。

○国務大臣(宇野宗佑君) 私も中ソ関係に關しましては五月訪中のときにお伺ひしまして、また竹下総理も八月末に参られましたときに、これは重大な話であるのでいろいろ意見を聞いておられます。

最近の情勢を申し上げますと、私もついでこの間大使とも御懇談申し上げました。多分、錢其琛外相が近く訪ソされるであらう、そしてそのリターンとしてシェワルナゼ外相が訪中されるであらう、その結果、明年においても恐らく首脳会談が開かれるであらう、その時期、場所等々はまだ

もちろん未定でございます。そういうような情勢でありまして、従来の関係をひとつ改善したいという気持ちで両国が持ちになつておるということとは、これは明らかである、かように考えております。

ただ、しばしば中国の方が私たちに申されるのでありますけれども、一九五〇年代の関係はなかなか難しいですと、そういうような付言があるということも私たちにとりましては一つの情報でございます。

○矢田部理君 あわせて、中ソ会談が行われれば、その後にはゴルバチョフ書記長の日本訪問ということが日程に上るであろうということも取りざたをされてはいるわけですが、外務省としてはこのゴルバチョフ書記長の訪日問題についてはどんなふうに見ておられますか。

○國務大臣(宇野宗佑君) これは従来から我が国の総理がかかるがわる四人訪ソをされた、その間ソ連からは首脳が来日一度もなし、こういうことでございます。ゴルバチョフ書記長は、非常に弾力的な政策を今日展開しておられるし、国内においても私たちの得るところの情報では相当思ひ切つて大胆にペレストロイカ路線を進めておられる、努力しておられる、こういうことでございまして、ひとつ従来の二エツト外交、つまり何でもかんでも二エツト、二エツトということでおさめるのじゃなくして、ぜひともそういうふう到我々としてはお迎えたいと思うということとは、来られる方々に申し上げておるような次第でございます。

今、矢田部委員も触れられました、プリマコフさんにこの間率直にそういうお話をしました。あなたの方が二エツトばかり言うからなかなか関係が改善されなかつたんだと言いますと、いや、日本にも二エツトが多いよと。二エツトというのは、御承知でございますが、ソ連語のノーでございます。したがしまして、まあまあそういうこともダーダーと、イエスというふうになろうやと、そのためにはまず外相会談でひとつじっくり

と話し合ひましょう、そしてその次にはぜひとも訪日をしていただいて、ゴルバチョフ書記長として竹下総理との間においていろいろと関係改善のすばらしい話をしてくださいます、レーガンさんとゴルバチョフさんが交互にやつていらつしやるように、やはり我が国もそういう関係を築きたいと思ひますよと、こういうふうにして申しておりますから、来る十二月の外相会談においては、そのことも一つの大きな議題として私たちは申し上げなければならぬと、かように考えております。

○矢田部理君 あわせて、時間があれば後ほど朝鮮問題、対朝鮮外交等についても議論をしたいと思つておるわけですが、国際情勢が非常に激しく動く中で、最近の日本の外務省の姿勢は、例の自衛ムードで機能を停止しているのではないかと、というような見方もあるわけですが、外務大臣としてはその辺のところはどんなふうにお考えですか。

○國務大臣(宇野宗佑君) ちょっと済みません。北朝鮮問題あるいは朝鮮半島、自衛でございますが、どちらのことですか。

○矢田部理君 いや、そうじゃない。朝鮮問題も時間があれば後で議論をいろいろしたいと思ひますが、含めて、国際情勢が大きく動いているわけですが、国内の自衛ムードが御承知のようにございますが、それが余りにも過剰であるということも今反省をされているわけですが、そのような背景もあつて日本外交の動きがとまつておるのではないかと、という指摘もあるわけですが、外務大臣としていかがお考えかと伺つております。

○國務大臣(宇野宗佑君) これはニューヨークにおける国連総会に私が出席を予定いたしておりました、そのときには、アメリカ訪問をなし遂げ、続いて国連総会におけるいわゆる国連外交ということで各国の外務大臣とお目にかかるというふうにご予定いたしておりました。しかし、その当時は天皇陛下の御病状たならず、そういうことがございまして、やはり私は訪米並びに国連総会出席を取りやめたような次第でございます。これ

はまあいろいろ考えまして、あのときは私一人の考え方でそういうふうになさしていただきました。それを自衛と云つてよいのかどうかはまた別の問題でございますが、いわゆる国内の自衛はそれ以来何か非常に極端に走り過ぎたということもございまして、したがしまして、官房長官もあるいは竹下総理も、事あるたびに過度の自衛というものは決して陛下のお気持ちに沿うものではないということをお申し上げ、私たちもいたしまして過度の自衛は歓迎すべきことではない、整々と普通のなりわいをそれぞれの場所においてすべきであると、こういうふうにご考えておる次第でございます。

で、当然諸外国から来られる外務大臣は、その後、後を絶たないような状態でございますが、中には西ドイツのゲンシャール外相等が来られなくなつたことも一つ日本外交として寂しい思いをいたしました。これは単に自衛ではなくして、西ドイツの政情等々に関係する問題でございます。そういうようなことでございまして、やむを得ないことである。向こうの方から、シェトラウス元党首が亡くなられたので、それで西ドイツの政界にもいろんな影響が出ておるからということでございます。また、これは残念なことでございます。

また、錢其琛外相が日中平和友好条約十周年記念にお越しになるということも、これも先方からのそうした御配慮等々によりまして一応取りやめと相なりました。さらには、韓国の盧泰愚大統領の御訪日も、宮中に関する行事が多うございまして、こうしたときには遠慮したいというふうなことで、それぞれそうした賓客を迎える回数も予定よりは少なくなつたことは事実でございますが、今後十二月の初頭にモンテリオールにおきましていわゆるウルグアイ・ラウンド、大臣出席の中間レビュー等々がございまして、これは我が国にとりまして非常に重要な会合でございますから、私はぜひとも出席したい、かように考えております。

○矢田部理君 先ほどの理事会でブルトニウムの海上輸送問題の報告が外務省からなされました。そこで、これにちなんで若干の質問をしておきたいと思ひますが、従前日米原子力協定の論議の際、空中輸送、空輸の問題を焦点にやつてきたのですが、そのときの説明では確かに海上輸送そのものを否定されているわけではないということでしたが、余り大きく問題としては取り上げられませんでした。この時期になつて海上輸送という問題について日米間で取り決めたのは一体どんな背景、事情によるのでしょうか。

○説明員(遠藤哲也君) 今、矢田部先生も御指摘のとおり、たしか日米原子力協定では空中輸送は包括同意、しかしながら他方、船による輸送は個別同意の対象になつてゐるわけでございます。その後アメリカの議会で四月二十五日にこの日米原子力協定が承認を受け、他方、日本の国会におきましてはたしか五月二十五日だと思ひますが、その後アメリカから実は海上輸送についても包括同意にするとの交渉をしてもいいという申し出がございまして、それを受けまして、日本としましてはいわゆる輸送の選択肢を広げるという観点からはこれはいい話でございますので、その後たしか七月、八月、九月と三回はやり交ひいたしました。それで合意ができました、したがしまして、たしかアメリカの方の手続も踏まえ、十月の下旬に交換公文によつて海上輸送を包括同意の対象にした、こういうことでございます。

○矢田部理君 これはアメリカ側の申し入れでそうしたんですか。

○説明員(遠藤哲也君) 基本的にアメリカ側の申し出というか、やろうじやないかということでございます。

○矢田部理君 もともと海上輸送は距離が長くてシージャック、核ジャックの危険が高いということでアメリカから空中輸送、空輸論が出されたように承つておつたのですが、そのアメリカが今度は海上輸送でもいい、いいと言つたのはともか

くとしても、海上輸送を向こうから積極的に持ち出すというのは従来の経過からは考えにくいのですけれども。

○説明員(遠藤哲也君) 確かに先生御指摘のとおり、最初に一九八四年にブルトニウムを輸送いたしましたのは晴新丸という船でございまして、その晴新丸の輸送につきましてアメリカ議会でも若干の議論があったわけでございします。

当初アメリカ側としては、やはり輸送時間を短縮するためにも核ジャックの防止という観点から船よりかは飛行機がいい、こういうことだったわけでございします。他方、アメリカ議会の審議の過程を通じて、いわゆる先生御承知のマコウスキー条項というものが出てまいりまして、したがって空輸につきましても難しきという

か、いろいろな条件がございまして、その条件を充足するためにはかなり難しい状況が出てきたということはそのとおりでございまして、他方、そういうことを踏まえまして船についても何らかの条件が整えば何とかなるんじゃないか、こういうふうなアメリカ側からの話がありまして日本もそれに乗っていった、こういうことではございします。

○矢田部理君 空輸についてはアメリカから提案をされながら、アメリカ国内でもいろいろ議論があり、問題が出されたりし、私どももこの委員会では幾つかの問題点を指摘したわけでありますが、その指摘された問題点の解決がなかなか容易でない。幾つかの条件もついているわけですね。ということから、もう一度海上輸送に逆戻りしたというか、問題をもとに戻したというのでは違うんですか。

○説明員(遠藤哲也君) もとに戻したという意味ではなくて、依然としてやはりブルトニウム輸送の第一のオプションというものは空中輸送である、しかしながらこれがどうしてもだめなとき、あるいは非常に難しいようなときには海上輸送にしても可能である、つまり選択肢の拡大、こういうことになったわけでございします。

○矢田部理君 私どもは原子力発電そのものには第四部 外務委員会会議録第二号 昭和六十三年十一月八日【参議院】

問題ありきというふうにご考えておりますから、したがって使用済み燃料を再処理してブルトニウムを生成すること、この輸送を含めて似たような疑問があるわけでありまして、海上輸送ならいいとか、空輸ならいかぬかとかということではありませぬけれども……。

そうしますと、海上輸送の準備と空輸の準備、もろもろの条件の整備を両面で追求するということになるのでしょうか。

○説明員(遠藤哲也君) そのとおりでございします。

○矢田部理君 ということになりまして、輸送する飛行機をどうするか、これは無着陸で直行便でというふうな議論があるわけですね。それから、飛行機の輸送に伴って幾つかの条件がついていますが、その条件整備をどうするかということが実験や研究も含めてかなりの問題点があるわけですね。

あわせて、船の方も後で少し議論をしますが、武装護衛船をいかにするか、あるいは輸送船はどうするかということもあるわけですが、両方これから準備をするというふうなことになるかと予算上も大変むだが多くなるということになりはしないかと思うのですが、その点はいかがですか。

○説明員(遠藤哲也君) これは実は私どもが答えますよりは科学技術庁からの方の答弁がいいんじゃないかと思いますが、私、交渉責任者として、実務責任者としてのお答えを申し上げますと、今まだいわれる準備というか、理論的な可能性探求の段階でございまして、飛行機で運ぶ場合につきましても、一応考えられております747-400というのはまだございせんす、その開発状況はどうなっているのか、それから輸送容器につきましてもこれはまだシミュレーション等々の実験が行われていると承知しております、まだ現実にもあるわけではございせん。そういうたもろもの段階の今検討にかかるわけでございまして、ある時点において、それでは具体的にはこれ

がいいんだ、よりこちらの方が実現性が高いんだという段階にやがて来るのではないかと思っております。

○矢田部理君 そうすると、研究段階あるいは実験段階では両方に準備をするが、いずれはどちらかに絞って実務のレベルに乗せるというふうな何ってよろしいわけですか。

○説明員(遠藤哲也君) 私、ちょっと立場上確言の語もできないのでございしますけれども、そういうことになろうかと思ひます。

○矢田部理君 そこで、きょう説明をされた船の点であります、これは輸送する船はあるわけですか。

○説明員(小柳皓正君) ただいま外務省から御説明ございしました、ブルトニウムの輸送方法についていまだ海上輸送に決まったわけでなくて、今後我が国の輸送船を使用して英仏からの回収ブルトニウムの海上輸送を行うこととなった場合に、海上保安庁の巡視船を派遣する可能性につきまして政府部内で検討が行われているところでございします。

そして、現在の巡視船でどうかというお話でございしますが、少なくとも現有の巡視船では航続距離から見てブルトニウムの海上輸送を英仏から無寄港で護衛することは不可能でございします。

○矢田部理君 今、私は武装護衛船よりもまず輸送船があるのかどうかというのを聞いたんですが、そうでない方に話が行っているから両方聞いてもいいんですが、この条件では港に寄港せずに持つてきなさい、運びなさい、こういうことになったわけでしょうか。すると、寄港せずに運べる船があるのかどうかということが第一点。二番目には、同時に武装護衛をしないというふうになつていくわけですから、今ちょっと触れられましたが、そのような武装護衛船が現にあるのかどうか。二点もう一度まとめてお答えください。

○説明員(遠藤哲也君) 私の方から先生の第一点につきまして私の承知します限りお答え申し上げます、先ほど申し上げましたように、

一九八四年の晴新丸、これはフランスを出まして大西洋を横断いたしましてパナマ運河を通じてずっと日本の東京港まで来た。私も正確には何海里か承知しておりませんが、これは無寄港で入つてきているわけではございします。したがって、それから類推しますに、輸送船の方は、もつともというルートを通るかというのとは今後の問題でございしますけれども、可能ではないか、そういうふうな思ひをしております。

○矢田部理君 それはそう伺いますが、しかし武装護衛船はないわけですね。これはどうするんですか。どういうことを想定してこういう取り決めに至つたのですか。

○説明員(小柳皓正君) 英仏から無寄港で護衛することのできる巡視船で護衛するということが決まった場合でございしますけれども、これを整備することが護衛実施の前提でございまして、この問題を政府部内で現在検討が行われているところでございします。

○矢田部理君 武装護衛ということが条件になっているわけですが、これは自衛隊が出動して護衛するということではできないし、考えてもおられないと思ひますが、その点は明確にできますか。

○説明員(遠藤哲也君) 自衛隊を使うことは全く考えておりません。

○矢田部理君 そうしますと、海上保安庁の巡視艇というんですか、巡視船というんですか、それが武装して護衛するということですか。まず考え方はどうですか。

火器といひますか、武装といひますか、それでもって考えられる脅威、核ジャックの脅威に対して十分対応できるものであるというふうな認識を日米両方ともに持つております。

○矢田部理君 海上保安庁の巡視船が例えばフランスの港まであるいはイギリスの港まで武装護衛のために迎えに行くんですか、そして全部付き添って武装護衛をするんですか。

○説明員(小柳皓正君) 法律的な問題につきましましては海上保安庁法の二条というのがございます。海上保安庁の任務としまして「海上における犯罪の予防及び鎮圧」、これにつきましては海上保安庁の巡視船が護衛を行うことは問題がないという事になっております。この海域の範囲についても特に領海に限るというような制限はございません。

○矢田部理君 領海に厳密な意味で限るかどうかという事は私も必ずしもそうは思いませんが、輸送船は出発から到着まで武装護衛船で守られなきゃならない。イギリスやフランスの領海まで行って日本の警察権なり武装した船が行動することとは、これはまず第一にできないんじゃないやありませんか。

○説明員(小柳皓正君) 先ほどの領海ということとは日本の領海に限らないで、公海であれば我が国の周辺海域に限らず制限がない、こういうことを申し上げたのでございます。

○矢田部理君 その申し上げたのはいいんですが、私が聞いているのは、逆にイギリスやフランスの領海、要するに出发から武装護衛しなさいとあるわけでしょう、向こうの。それはできないでしようと言ふんです、相手の国内で日本の警察権を行使することにもなりかねないわけだから。

○説明員(遠藤哲也君) 私から若干補足させていただきますと、イギリスなりフランスの領海は、輸送船でございますが、あるときには第一義的にはイギリスなりフランスなりの官権と申しますか、政府の責任であつて、したがひまして日本の武装護衛船が関係してまいりますのは、イギリス

なりフランスなり領海を出て、それから公海を通り日本の領海に入ってくる、そういうことだろうと理解しております。

○矢田部理君 相手国の領海にまで入つて海上保安庁が武装護衛するとか、持つてくる権限行使をするというのはまずできないことは常識的ですが、同時にまた、日本の領海内だけで行動をしないやならぬとも私は思いませんし、周辺海域について一定の行動ができることも了解できないわけではありませんが、はるばるイギリスやフランスの近くまで行って全面的に武装護衛をして付き添つてくるというの、海上保安庁の行動半径としては非常に問題があり過ぎはしないかというふうに思うのですが、そこら辺は詰めていられるんですか。

○説明員(小柳皓正君) 海上保安庁法の二条によりますと、先ほど申し上げましたように「海上における犯罪の予防及び鎮圧」につきましましては、海上保安庁の任務となっております。この点につきましては、公海における海域の限定というのがございまして、可能であると思つております。

○矢田部理君 確かに、法文上の限定はありません。ありませんが、大西洋上まで行って武装護衛するというのは、これは政治的に見ても制度的に見ても大問題なんであつて、そう簡単な問題ではないんじゃないやありませんか。これは私ももう少し理屈を整理していざ議論しますが、その問題が一つと、それから飛行機の方の準備もする、場合によつては今武装護衛船で寄港せずに直接護衛できる船がないということになると、これは新しくつくらなきゃならない、これは予算上も大変問題になる。場合によつては二重投資になるといふようなことにも、飛行機のことです、なりかねないのであつて、その点は問題がたふさんありはしないかというふうに思うので、きょう先ほど御説明をいただいただけなので、私もさつと見ただけで思ひつくままに質問をいたしました、少しこれはいろんな点で議論をさせていただきたいという事できょうのところはその程度で終わります。

あと時間の関係でもう一点だけ最後になります。ナミビア産のウランの輸入問題が最近また議論になってきている。これは私も従前問題に供してきただけであります、この点、現状の問題点はどうなふうになっているか、まず外務省から伺ひましょう。

○説明員(遠藤哲也君) もう先生御承知のとおり、ナミビア産のウランについては、国連ナミビア理事会の一九七四年の天然資源に関する布告でございまして、この政治的な意義を理解し、その趣旨を尊重すべきであるというのが私の立場でございます。かつその一九七四年の布告を受けまして、通産省の方からたしか広報によりまして関係の方々に周知というお伝えしてあると、こういうことでございまして、日本の電力会社もこの趣旨を尊重しているものと承知しております。今後ともそういうふうな慎重な対応を望みたいというのが私も外務省の立場でございます。

○矢田部理君 最近問題になりましたのはRTZ、リオ・ティント・ジンクというんですか、イギリスの会社から持つてきているウランにナミビア産のものが含まれているという指摘があるのですが、外務省はその事実を確認しておられますか。

○説明員(遠藤哲也君) 先般の新聞報道あるいはテレビの報道等によりまして、そういうたふさぐないわゆるアメリカのエネルギー省の内部資料があるのか、あつた場合それが公表されているのか云々ということもアメリカ側に照会したわけでございます。たしか一年半ぐらい前にこういふたような資料を作成して、それをアメリカの下院の外交委員会だつたと思ひますけれども提出した。しかし、これは何分にも内部資料であつて公表できるものではないし、お渡しできるようなものでもない、こういうことでございました。

○矢田部理君 そうすると、確認できないということですか。

○説明員(遠藤哲也君) その意味では確認できておりません。

○矢田部理君 しかしながら、RTZ社のウランのほとんどはナミビア産のものであるという少なくとも疑いは持つていられるでしょうか、その点はいかがですか。

○説明員(田中伸男君) 御説明いたします。疑いがあるかどうかということとは定かではありませんが、私も承知し得る限り直接には日本の電力会社がナミビアの山と契約している事実はございまして、RTZから供給を受けている会社は確かにございまして、その中にナミビアの石が入っているかどうか、これは原産国を特定できないというのが私の考え方でございます。

○矢田部理君 イギリスではウランは産出しないわけですから、そうしますと、このRTZ社のものはから原石を輸入するという事になります。その輸入先は少なくとも南アフリカから輸入していることはお認めになるでしょう。

○説明員(田中伸男君) RTZ社が確かにナミビアのロッシンク鉱山の株を持つておりますことは事実でございますが、現にロッシンクから入っているかどうか、そこは確認ができません。

○矢田部理君 これだけナミビアの天然資源に関する布告が国連で問題にされ、もう一つ南アフリカの場合には南アに対する経済制裁の問題と二つかぶるわけでしょう、という状況のもとでRTZ社のものを日本で輸入しておるのに、その原石がどこから持つてきたものか、どういふものが含まれているかについても調査ができていないというのはいさし怠慢ではありませんか。

○説明員(田中伸男君) 電力会社が確かにリオ・ティント・ジンク社と契約をしているわけでございますけれども、その商業上の契約につきましてその原産地が特定できない法律的、技術的な問題があるわけでございますので、それを特定させるということを通産省が命じたりすることは私どもの立場ではできないという事でございまして。

ただし、もちろん南ア制裁につきましては、私どもも六十一年の十一月にアメリカの措置を損なわないようにということで電力会社を指導しております。それ以来、南アからは一切新規の契約は締結されておられませんし、今後ともそういう方針と聞いております。

それからリオ・ティント・ジンク社の件でございますけれども、これは六弗化ウランは購入契約しているわけでございますが、今後仮にRTZ社と契約交渉を行う場合には、各社とも今の国際情勢、ナミビア情勢に大きな変化がない限り極めて慎重に対処すべきだという認識は当然持つておるわけでございまして、今後新たなウラン調達契約を行う場合にはウランの原産国がナミビア以外であることが明らかなような契約をするんだという方針であると聞いておりますので、私どもとしては特に新しい指導なり調査をする必要はないのではないかと、こういうふうな考えでいる次第です。

○矢田部理君 どうも通産省の態度は緩いですが、なるほど関西電力とか中部電力は疑わしきは罰すということからナミビア産のそれについては、特にRTZ社のものについては今後契約をしないという方針を決めたようですが、東京電力はそこに踏み切っていないでしょう。

○説明員(田中伸男君) 個別会社の契約についてはコメントする立場にございせんが、電力の中には現在の契約につきましてナミビアから入っていないという確認をとっている会社もあるようでございます。ただ、今私申し上げましたように、各社とも現在のナミビア情勢が続く限りは今後原産国がナミビア以外であることが明らかでないような契約はしないと言っておりますので、これには当然東京電力も含まれているというふうに考えております。

○矢田部理君 国連理事会の布告なんです。ですから、各社の自主性に任せるとか通産省が直接指導をしないというのは少しずいぶんじゃありませんか。とりわけ日本の南ア貿易とか南アとの経済関係については基本的には自衛の方向づけを出

しているわけでしよう。それも我々から見ると大変弱い、緩いアメリカですらそう言っているわけですね。したがって、各社の自主性に任せるとかそういうことを期待するということではなくて、この種の問題は国際関係を律する上で非常に重要な問題ですから、やっぱりきちっとした行政指導、政府方針を企業各社に伝えて、その方針に沿うようにやってもらうということが日本外交を展開する上でも非常に大事なのではないかと考えておりますが、時間が参りましたのでその点宇野外務大臣に一言お願いをして私の質問を終わりたいと思います。

○国務大臣(宇野宗佑君) ナミビア問題は、これはもう私が常に委員会でも申し上げておるとおり、南アフリカのapartheid反対というふうな政策から厳重に今後対処していかなければならない問題である、こういうふうな思っております。したがって、今通産省あるいは我が省それぞれ担当官の御答弁がありました。が、なお一層厳重にこれが守られるように注意をしたいと思っております。

○松前達郎君 もう既に質問の中にも出てまいったわけですが、米国の大統領選挙が間もなく結果が出てくるわけですが、その結果どちらが大統領になるといふことの予測、これはもうするべきではないし、しても余り意味がない。しかし問題は、アメリカの対日政策といふことです。こういう展開がどちらになるにしても変わりつつあるんじゃないかということについて、これは前にも私はこの委員会でも申し上げたと思うんですが、大ざっぱに言えば軍事力強化という問題ですね、日本に対する軍事力の強化の要求という問題と、それからもう一つは、金持ちの国だから、現に金を持っているのかどうかというのはいろいろ議論があるんですけども、外国からはそう見られている、そういう国ですから対外援助をさらに強化するべきである、こういうふうな二つの線が今まで言われてきていると思えます。

で余り圧力をかけると日本は攻撃力まで持つんじゃないかという心配があるというふうな発言をしている人もありますし、それよりも日本ができるのは対外援助、ODAを含めた対外援助をさらに拡大していく必要があるんだ、こういうふうなことでも、要求の内容を多少変えてくるという予測もつくわけなんです。その点について、外務省の見解として今後の展開というものは一体どうなるであろう、これは予測かもしれませんが、見解がございましてひとつお教えいただきたいと思えます。

○国務大臣(宇野宗佑君) 確かに、松前委員おっしゃるとおり、アメリカの政府におきましてもまた議会におきましても二つの考え方があると思えます。しかし私は、軍事力強化という趣旨の向こうからの話にしましては、実はこの間もシェローグーさん、女性の委員長でございしますが、いわゆるバードンシェアリングのアメリカの委員長、この方がお越しになりましたときに、それは我が国は憲法の制約がございまして、はっきり申し上げましょう。したがって、今我々としては節度ある防衛力の充実ということをやっております。二番目には、やはり近隣諸国に与えるいろいろな問題がございまして、したがって我が国は戦後変わらざる私たちの主張でございまして、そうした点から考えましても、そうした幾つもの制約があるということもよく御承知賜りたいというところを常に申し上げておるわけでござい

ました。したがって、バードンシェアリングは、さような意味合いにおきまして我々といまして世界に貢献するということには常に念頭に置いておかなければなりませんし、またアメリカといまして、日本を含む同盟国に對しましてそれぞれ貢献してほしいという御相談がもしあるならば、そのときは私たちは世界に貢献はしなければならぬというふうな理念のもとにいろいろと考え

なければならぬと思えますが、あくまでも私は自主的に判断をすべき問題である、かように考えておる次第でございます。

○松前達郎君 そこで、軍事力のことは別にいたしまして、例えば対外援助の拡大という面について触れますと、その中で一番中心となるのはODAというものが恐らく対象になるんじゃないかと思ふんです。

ODAを拡大していこうというときに、これも前から私は申し上げているんですが、ODAの内容、これについて、どうもただ物質的援助とか金銭的援助とかそういうふうなものだけではなくて、もつと人的なもの、あるいはもつとソフトのもの、そういったような部分にまでの援助を拡大していかなければ、せっかくお金を出す、あるいはそういった援助をしてもその当時国が自分自身で力をつけていかなければ経済的な発展も期待できない、そういうことが考えられるわけなんです。ですから、ODAの対象といふことが、対象国じゃなくて、対象内容をさらにもつと融通性を持ったものにしていかれた方がいいんじゃないか、こういうことを申し上げたんですが、その点はどうお考えでしょうか。

○国務大臣(宇野宗佑君) 大ざっぱに分けてしまえば、ODAは有償、無償と二つあるわけでございまして、現在は無償の面において日本は各国と比較すると非常に少ないのではないかと、だから一口に言え、無償の面をふやさないといふことも私は大切なことである、かように考えております。また、有償という面におきましても、やはり条件緩和ということも私は必要ではなからうかと思ふます。

特に途上国にしましては、いつまでも途上国であっていただいてはこれは世界じゅうがやはり今後大きな負担を背負わなければならないので、私たちのそうしたODA等々の援助によってひとつ途上国は中進国となり、中進国は先進国となるように、その例は、例えばNIES諸国が非常に努力されて今日大変な発展を遂げておられるとい

う一つのそうしたケースもあるんだから、そうした意味で私たちがその内容充実を図っていきましよう、もちろん相手国の要請も大切でございしますが、こちらから時と場合によりましてはやはりオファーによりましていろいろと考えさしていただきますし、もし何だつたら政策の御相談にもあずかりましようというふうなことが大切ではなからうか。もちろんそのためには量というとも考えなくちゃなりませんが、現在DAC諸国の中では大体一七〇程度が日本のレベルじゃないかと思ひますが、せめて二〇〇ぐらいまでそれが伸びるようにならうと思ひたい、こういうふうなことも念頭に置きながら努力をしたいと思ひます。

○松前達郎君　そこで、最近私は非常に痛感しているんですが、例えば相手国の、対象国の力をつけるということを考えますと、ただ物だけではないとさつき申し上げたんですが、やはり教育とかそういう面で、教育の主体は本質的にはその国がやるべきなんですが、それに付随して要望があった場合、やはり教育的な援助というのものやらなければいけないんじゃないか、こう考えているんです。まず、外国に対して出したときにODAの内容としてそういうものを入れる、これが一つ。それからもう一つは、日本に来ていた留学生問題がありますね。これも円高ですから非常に生活に困つたりしているのが多いので、そういったようなまじめな留学生に対する何らかのサポートというんですか、これもやはり考えなければいけない。こういった教育面を対象にしてということをお考えすべきだと私は思っているんです。

というのは、例えばアメリカが日本に対してかつて行ってきた教育援助というのは、政府が直接やったわけではありませんが、いわゆるミッションという形で教会が日本の教育に対して相当の力を入れた。これはもう今でも学院大学とかいう形で数多く残っております。これによって日本の一つの民主的國家というものの対する基盤づくりにいうものに相当大きく貢献した、プラスになったんじゃないか、こういうふうには私は

思っているんです。ですから、それと同じやり方である必要は一つもありませんが、やはりこういった面も考えてODAの内容をさらに拡大していったらどうか、こういうふうな申し上げたんですが、その点いかがでしょうか。

○政府委員(松浦晃一郎君)　先生の今の御指摘の点に關しましては、先ほど大臣からお話のございましたように、二国間の援助は無償と有償がございしますが、その無償の中にさらに無償資金協力と技術協力というのがございまして、先生御指摘の人の育成というのにはまさに技術協力の役割でございまして、その中でも私も特に人づくり関係を伸ばしていきたいと思つて努力しておりますが、先生御指摘のように、世界的なレベルで見ますと日本の技術協力はまだまだ残念ながら十分ではございせん、これをさらに伸ばしていきたいと思つております。

その関連で、先生御指摘の教育に対する協力でございますが、教育関係の援助もそれなりに私どもは伸ばしてきておりまして、教育も大ざっぱに申し上げますと、私の了解しますところ社会教育と学校教育がございしますが、どちらかといえば日本の技術協力の中で従来社会教育の方に力を入れてきたかと思つておりますけれども、最近では学校教育に關しましてかなり力を入れてきております。その学校教育も、例えば小学校なんかは国によつては小学校を建ててそこに青年協力隊の方を教師として派遣するというようなことも含めまして努力はしてきておりますが、先生御指摘のようになまだ十分ではございせん、教育に關する協力は今後さらに強化してまいりたい、こういうふうな考えております。

○松前達郎君　その点は努力をしておられると思ひますけれども、ヨーロッパあたりはもつと努力しているんですね、日本よりもはるかに。例えばタイ國あたりへ行つても西ドイツというのは相当人材を送り込んできている、教育に相当の加勢をしているという援助をしている。そういうところもある、これから国づくりは人づくりと

一言で言えばそういうことを言われているわけですが、やはり国づくりというその國の基盤的な力といひますか、それはやはり人づくりだと思ひます、これに対する何らかの協力をしていくというの、我々としてやるべきである。そういうふうな観点から今後もういった面でODAの内容の検討を十分していただければと思ひます。これは要望です。

それからもう一つは、今度はやはり協力体制の中でもさつき最初に申し上げました軍事的な協力というののも一つあるわけですね。かつてこれは日米地位協定の改定問題というのが新聞で報道されたんですが、これは思ひやり予算とかいろいろありましたが、しかしその当時の議論の中でも、人件費を持つとかいう話のときに、余りこれを拡大していくと地位協定の改定まで持つていかなければこれはだめなんじゃないか、こういうふうな議論もあつたわけですね。これはカール・チ国防長官の表明だといふふうに報道されておりますが、日米地位協定の改定に關して「日本がもつと負担するために改定が必要であるならば、われわれはどんな変更が必要なのか調べることになる」と「こういう発言をしている」という報道があつたんですが、この点は事実でしょうか。

○政府委員(有馬龍夫君)　従来から申し上げておりますけれども、我が國といたしましては、我が國の安全保障にとつて不可欠な安保体制の効果的運用を確保していくことから、従来より在日米軍経費につきましてできる限りの努力はいたしておるところでございしますけれども、この負担に關して新たな措置を検討しておりますとか、今先生がおっしゃられましたような地位協定の改定を検討しているといふことはございせん。

○松前達郎君　もし日本側からそういうことが言われたときには、そういうふうな考慮するといふ発言だったんですが、逆にアメリカ側からもつと負担してくれ、アメリカの経済も余り調子よくないから、日本の地位協定はあるかもしれないけれども、さらに人件費、労務費等の負担を拡大し

てくれといふふうな要望があつた場合に、日本側としてはどういふふうに対応されますか、そういうことがあつた場合。

○政府委員(有馬龍夫君)　仮定の御質問でございしますけれども、今私どもは米側からそのような申し入れがあるであろうとは考えておりません。

○松前達郎君　その辺でやめておきます。これは水かけ論になりますから。

ODAについてはそのぐらゐにしておきまして、先ほどからお話が出ておりました日ソ關係についてですが、新しい展開の兆しがどうも見え始めたような気がしてならないわけでありまして、十二月に入れば日ソ外相協議、これが行われるといふことになったので、その際にも恐らく新しい問題にソ連側として対応できるような姿勢を少しはつくつてくるんじゃないかといふふうに期待をいたしておるわけでありまして、この會談に臨むに当たつて、外務大臣としては一体どういふことを中心課題としたいとお考えでしょうか。

○國務大臣(宇野宗佑君)　もちろん相手からのいゝろんな要請もあるかもしれせん。しかし、我が國といたしましては、やはり北方問題が日ソ間に横たわつてゐる以上は、なかなか國民的感情から申し上げても、思ひ切つた改善とかあるとは思ひ切つた経済協力とかそちらだけが先行してしまつて、肝心な問題が全然解決されないといふような状態は好ましい状態ではない、こういうふうには常にソ連の關係者がお越しになると申し上げてゐるような次第でございします。

したがいまして、従来言ひ続けておりますが、北方領土問題、四島一括返還は大切なことでございしますし、これに對しましても従来の相手國の指導者によりまして随分と見解が違つていたといふことも事実でございします。アメリカの例から申しますと、INFのグロバールゼロを結ぶあの第一回目の米ソ首腦會談を開くに際しても、アメリカは実に粘り強く、ソ連の四人の指導者の交代を得てやつと弾力性のあるゴルバチョフ書記長の時代

にこうした協定を結び得ることができた。だから、やはり粘り強いということも必要だし、相手の国内事情もあらう、現在ベレストロイカは非常な勢力で進んでおると私は思いますが、これに反対する勢力もまたかなりある。こういうふうな考えをまいると、やはり物事はお互いに相手のことも尊重しながら、我々は我々といましての主張を貫いていきたいというのが私の考え方でございます。

○松前達郎君 ということは、北方四島一括返還論ということで臨もうというお考えだと思ふんですが、ソ連側の方は二島返還というのをどうもおわけてきている。これはいろいろな歴史的経過を彼らは言いながら二島返還というのを言っているわけですが、情勢からいいますと、私はどうも北方領土そのものの戦略的価値というのがだんだん薄くなってきたような気がするんですね。ウラジオストクそのものの写真も最近ほとんど出でまじりましたし、また前にも申し上げましたように、船でウラジオストクへ入る問題をソ連側に提案しましたら、ちよつと待て、まだ軍隊の移動が終つていない、こういうふうなことも言っておりまして、同時にいわゆる海軍力といえますか、水上艦艇はこのウラジオストクからちよつと北の方に移動をする、それから戦略潜水艦系、いわゆる潜水艦隊についてはベトロパブロフスクに次々と移動させたい、こういうやはり一つの流れがどうもソ連側にある。

そうしますと、特にI N Fの全廃が合意されて以来、中距離核ミサイルについては将来の希望が出てきたわけですね。ただ、I C B Mについてはそれぞれあるところはもうはっきりしていますから、これはお互いに同数維持して抑止力的に使っていくというので合意はしているんじゃないかと思ふんですが、一番問題なのはやはり所在不明の核ですね。特に潜水艦に積まれた核ミサイルあるいは巡航ミサイル等を含めて、こういうたようなものがまだ全然話題に上つてきていない。上ろうとしているんですが、それについてはまだ話

し合ひが行われていない。そういう現状ですから、どうも今後の戦略的な面から見た主力というのは潜水艦になっていくんじゃないか。

そうなる、やはり北方四島というものが、今までウラジオストクが潜水艦の基地であるとして、非常に重要な戦略的な場所であったということとはこれは当然だと思ふんですね。しかも北海道と国後の間の水路がありますが、こゝはもう十六メートルしか深さがありませんから、いわゆる大型艦船は通過できない。ところが、国後、択捉の間になりまして三百メートル以上の水深がありますので、これは戦略潜水艦が通過できる。もちろんウルップと択捉の間は、これは六百メートル以上ありますから通過できるわけですから、そういう意味じゃ水路的な意味、特に日本が三海峡封鎖なんて言いますから、そこが非常に重要になってきていたわけなんです。これが移動して基地が変わっていくとなると、この四島の戦略的な地位といひますか、意味というのが割と薄らいてくるだろう、こういうことも裏にはあるんじゃないか、私はそう思っているんです。ですから、ソ連側としてもそういうことを考えているかどうかかわかりませんが、恐らくそういうことも少しは考えて今後の返還についての議論に臨もうとしているんじゃないか、こう思ふんですね。

私が聞いている範囲では、これは正式なところへ出していかどうかかわかりませんが、いろんな共同管理論ですとか、国境線の画定というのは前に申し上げましたけれども、そういうふうな扱い方とかあるいは共同管理とかいろんなことをそれぞれの人々が言っているわけですね、ちよつと大臣が言われたように一貫していない点がありますけれども、しかし、何となく北方領土へ触れてくるという時期になってきたわけなんです、その点をひとつ十分踏まえていただいて、多少ダイナミックに話をつないでいってやらねえと、こゝでまたさっきのニエツトじゃありませんが、そういうことでお別れになってしまったんじゃない、これはまたもとへ戻つてしまふ可能性がある、その辺ど

ういうふうにされるか言われる必要はありませんけれども、私の希望としてはそういうふうなことを希望しておきたいと思ひます。

そこでもう一つ、ちよつとこれもややこしい話なんです、中国との問題の中に尖閣列島という問題があったですね。これも実はソ連の方も発言しているんです。この尖閣列島の領有に関しては今どういうふうな合意されたり、あるいはどういふふうな状態でお互いに認識しているのか、これをちよつとお聞かせいただきたいと思います。

○政府委員(斎藤邦彦君) ただいまの御質問は、尖閣列島の状況に關しまして日本とソ連がどうのうに認識しているかという御質問ではなくて……

○松前達郎君 日中間。

○政府委員(斎藤邦彦君) 日本と中国がという御質問だとすれば、尖閣列島は我が固有の領土でございまして、我が国が実効的に支配をしております。したがって、尖閣列島というものは、我が国にとりましては領土問題でも何でもなく、我が国が有効に支配している我が国の領土の一部ということになるわけでございます。中国がどうのうに認識しているかという点につきましては、特段の発言も最近ございせんので必ずしも明確にそこを推しはかるわけにはまいりませんけれども、一時期におきましては、もちろん中国は尖閣列島は中国の領土の一部だという主張をしておりますけれども、これは日中間では棚上げをしておこうというふうなことを言つたこともござい

を述べたことはございすけれども、我が国にとりましては尖閣列島は我が国が実効的な支配を及ぼしております我が国の領土の一部でございまして、棚上げというふうなことは全く考えられないこととございす。したがって、棚上げするということについては日中間で合意があったということとは全くございせん。

○松前達郎君 いや、そういうことじゃなくて、尖閣列島の領有に關しての議論ですね、これをすることについて現時点では差し控えておこうと、そういう棚上げで、領土を放棄するとかそういう意味じゃなくて、そういう合意はされましたか、これは表面的な合意じゃないかもしれません。

○政府委員(斎藤邦彦君) 繰り返して申すに、尖閣列島につきましては中国側と話すべき何の問題もないわけでございます。したがって、これを話すのをやめておこうというふうな合意もこれまた日中間ではないという状況でございます。

○松前達郎君 もう一つあるんですが、今度は日本と韓国との問題で竹島ですね。この竹島の領有権についてはどうなつていすか。

○政府委員(長谷川和年君) 竹島につきましては、歴史的な事実を照らしても、また国際法上も我が固有の領土でございまして、これはもう明白でございす。現在、韓国が各種の施設を構築して不法占拠を継続しております。こういったことは我が方から見ますとまことに遺憾でありまして、我が方は数次の機会をとらえて韓国側に我が方の考えを伝達しまして遺憾の意を表明しております。

○松前達郎君 それ以上結構です。そういういろいろな問題があるわけですが、その辺、恐らくそういうふうなことも頭に置いてくるんじゃないかと思ふんですね。そういう事実があるじゃないかとかいう問題を引き合ひに出してくる可能性がある。その点も一つ十分心にしまひながら交渉していただければと思ひます。

北方領土の問題はそのぐらいにしまして、次は、

先ほど来アルトニウムの話が出ておったわけですが、核持ち込み問題です。この委員会でももう何回も事前協議については大分やりましたから、これはまた煮返し返して結果は同じようになることがわかっていまして、余り事前協議のことに触れない、特にインドロダクシオンとトランジットの問題は、これは私自身の解釈ではインドロダクシオンという意味の解釈について日米間の相違があるというふうには思っています。これについてもうこれ以上触れないことにしたいと思ふんですが、特に最近、トマホーク積載の米国の艦船が日本の港に入ってきていますね。トマホークそのものは巡航ミサイルといいますが、当然弾頭として核弾頭を積む能力があるわけですから、そういうものも恐らく積まれるであろう。積んでいるかどうかはアメリカははっきり言わないはずですが、そういうふうなことから見ますと、どうも日本は非核三原則じゃなくて非核二原則になったんじゃないかというふうなことを言っている向きもあるようですけれども、それと関連するかどうかはわかりませんが、こういう報道があったんです。これは案外重要な報道だと思つたのできょうここで取り上げたい。

これはことしの七月の十三日のワシントンからのロイターの報道ですが、アメリカ空軍はがんの原因とされているラドンガスが海外九カ国十七カ所の基地の建物内で検出されたことを明らかにしたという報道であります。特にその中でも沖縄の嘉手納とイタリアのアピアノの基地では危険なレベルにある、こういう報道があったんですね。この点は外務省としては御承知でしょうか。

○政府委員(有馬龍夫君) 私どもそのような報道があったことは承知しておりますが、私どもはラドンガスというのは天然現象であるというふうには承知いたしております。

○松前達郎君 それはちよつとおかしいんじゃないんですか。ラドンというのはどこにでもあるものじゃないんですか、放射能のある物質があったところにはしかできない、ラドンガスは。どうしてかという、これは半減期が非常に短いのです。ラドンには二種類ありますが、一つの半減期は非常に短くて秒のオーダーです。もう一つでも分のオーダーですね。ですから、それが高い濃度があるというところは、常に生産されているということじゃない限り、そういうことは言えないわけですね。どうでしょうか。

○政府委員(有馬龍夫君) 申しわけございません。私、ここにラドンガスそのものについての資料を持っておりませんが、私どもがその資料を読んだ限りでは、これは放射能物質が存在していたところ、そのようなガスが発生するということではなくて、特定の地理と申しますか、地殻状況のもとで発生するところの自然現象だということに記載されていたと思つていました。

○松前達郎君 それは間違ひですね。特定の地殻内に発生するので、自然と発生するんじゃないんです。やはり刺激を受けて発生する。その刺激になる母体というのは何かという、放射線なんですね。しかも、さつき私は間違ひしました、ラドンに二種類あつて、一つの種類では三・八二五日ですから非常に短い、約四日近い周期で半減していくわけですから、ほつておけばなくなつちゃうんですね。なくなるという、非常に放射能は小さくなる。ですから、何らかの原因があつて常に生産されないといふ高濃度のものがそこに発見されることはないんです。たまたまそこに放射性物質があつても、それをのけることができれば、ラドンは何日かたつたら半減しちゃうんですから、だからその問題はないんですけれども、高濃度のものが発見されたということは、これは何らかの放射能物質が保存されているんじゃないかと私は見ています。そうなんですけれども、これは研究してください。そうなる大変なことになるんです、これは。ただ、それが核兵器であるかどうかということは私申し上げません。それは申し上げませんが、非常にこれは大きな問題じゃないかと思ふんです。とりわけ嘉手納ですね。そのほかにもたくさんあるんですよ。嘉手納だけじゃなくて英国ですかポルトガル、トルコ、日本で言うところと横田基地ですね、ここでも発見されている。これは非常に危険な域に達している。これはがんの原因になるということでも米軍としても調査を始めたという記事なんですね。

これは、余り問題にされなかったかもしれませんが、こういうことになる、私自身も研究してみますけれども、あるいは核の持ち込みにつながる証拠が出るのではないかと、そういうふうな気もしているのではないので、ちよつと今ここで問題点として取り上げさせていただきますけれども、これはどうでしょうか。

○政府委員(有馬龍夫君) そのような報道がされた際には、先生が今言われましたようなことが論じられるであろうというのを念頭に置きながら調べましたところ、一般の家庭の地下室のようなところにも発生するところがあるといつたようなことでもございますが、今先生は、例えばラドンガスには二つのタイプがある等々、ここで私が資料を持たないままにお答えするには難しい御質問をしておられますので、改めて調べさせていただきます。私、我が国に対する核持ち込みがあつたということではございません。それは心配しているところではございません。

○松前達郎君 核を持ち込んだとかそういうふうな問題を言っているのじゃないかと、そういう発生するのかもしれないと、放射性物質と私はあえて言っているんです、そういうものが保存されているところ、ラドンが発生するということになれば、やはりこれは特別の建物の中だけなんです。その建物の中に放射性物質が保存されている可能性はあるというふうには私は思ふわけです。この辺、十分調査をしていただきたいと思ふんです。

これは化学的なラドンガス発生メカニズムといふものも十分検討しなければいけないと思ふんですけれども、そういう疑いが持てないわけでもないのです、今申し上げたようなことでこれは調査に値することじゃないか、こういうふうには思つたもので、今申し上げたわけなんです。放射能物質の議論をここで余り続ける必要はないと思ふんですが、私の方も勉強してみます。

それから次に、外国人の日本留学あるいは就学といふ点で、最近いろいろ問題になっている点で、例えば観光ビザあたりで入国して日本が非常に多いわけなんです、とりわけどうも労働ビザという人が大分ふえてきています。それから、日本語学校とかそういうところに籍を置いてほとんど学校へ行っていないのは、これは私自身も確認したわけですが、学校へ行くよりも専ら働いて、お金がある程度たまった国へ帰っていく。ただ、就学という、日本語学校に入つていけばビザがおりますから、そういうふうなことで来ていてお金をやっていると、そういうふうな例もあるわけなんです。これらについてどういふうに今後対応していくのか。勉強したい人をシャットアウトする必要はないんですが、そういう点で留学生というものの制度といふか、あるいは就学生という制度が巧妙に使われている場合もあるんじゃないかと思ふんです。この辺、どういふふうにお考えでしょうか。これはビザの発行等も含めて、ビザは外務省は関係あるわけですから、ひとつ説明していただきたいと思ふんです。

○説明員(黒河内久美君) 今、先生御指摘の問題につきまして、私どもその重大性につきまして十分念頭に置きまして検討を重ねるところでございます。

不法就労、先生御指摘のように入らな形がございまして、一つには観光目的といふことで日本に来てそのまま不法残留してしまうというケース、あるいは今先生の御指摘のような日本語等の習得のために勉強に来るということでも来ているものの、実際には不法就労しているというケースがふえておりまして、私もこのための対策として、

まず第一には現地の私どもの大使館なり総領事館での査証申請のときにきちんとした審査体制をとるということで実質的に厳しい審査をしております。そのために入国拒否あるいは事前に防止できたケースもかなりあるというふうに考えております。

他方、日本がこれだけ豊かになったために、そういう多数の外国人が日本に就労を求めてくるというのもこれは事実でございます、この大きな日本における外国人労働をどうするかということにつきましては、先生御案内のとおり、関係各省も多岐にわたりますので、緊密に連絡をとりながら今どういう方法が一番いいか、私ども勉強しているところでございます。

○松前達郎君 この問題、今からすぐ取り組んでおかないといろんな問題が出てくるんじゃないかと思うので、早速取り組んでいただいて明確な態度といえますか内容を決定しておいていただく必要があると思う。査証審査の人手不足というのも聞いているんですね。これも何とか解決していただくことが十分な審査が行われるような体制もつくっていただかなければいけない。これは外務省の所管でないかもしれませんが、入国審査の面も大変らしいですから、その辺はまたひとつサセズチョンをしていただいて、いわゆる出入国——出国はいいですけれども、入国に関してはほとんどふえるということ前提にして、その対応が十分できるように体制を整えていただきたい。これは要望いたします。

私の質問はこれで終わります。

○黒柳明君 和田元理事官のいわゆる財テク問題ですが、いろいろ新聞をにぎわしましたけれども、今御調査されて、調査結果はいつごろ発表できるんですかね、藤井官房長。

○政府委員(藤井宏昭君) ただいま和田氏と同時に大使館等に在動していた人々、合わせて百人ぐらいになりますけれども、につきまして調査をしておるところでございます。何分にも、日本におる人、海外におる人いろいろございまして、若

千の時間がかかっておりますけれども、かなりの進展がございまして、近々、非常に近い将来に外務省として調査した結果について御報告ができるというふうな考えでおります。

○黒柳明君 来週あたり、近々、近い将来とは来週あたりですか。

○政府委員(藤井宏昭君) できますれば今週中には何とかまとめるようにしたいというふうに考えております。

○黒柳明君 今まで大使クラスの人もわかつている数が七、八名ですが、さらに関係した人が四、五人いらつしゃるとかいうふうなあれがありますけれども。

○政府委員(藤井宏昭君) 本件で大使が関係しておりますのは二名でございまして、この点については既に新聞等で明らかにしている次第でございます。それ以外の全部で七名新聞で名前——名前と申しますか何と申しますか、名前が出ていないけれども指摘されておる方がございまして、若干名ということでございまして、おおむねその地位は高いものではございません。

○黒柳明君 七名プラス、そうすると大体二けたにはなるわけですね。

○政府委員(藤井宏昭君) 大体そういう感じだと思います。

○黒柳明君 十一名なんていう出ていましたけれども、大体そんな感じですか。

○政府委員(藤井宏昭君) そのあたりとそう遠くない数字だと思っております。さらに現在検討しておるところでございます。

○黒柳明君 何か受益者もいたなというように報道がされていましてけれども、そこらあたりは調査の中で事実関係おつかみの人もいらつしゃるわけですか。

○政府委員(藤井宏昭君) 本件についていろいろ調査しております過程で、事の性質が、知人あるいは友人にお金を運用してあげるからという話で、それではひとつお願いいたしますということござい

ざいまして、ほとんどの人はこれがかなり大がかりなファンドというふうなものではないというふうに認識しておるわけでございます。したがって、契約書とかそういうものを取り交わしていないというところがございますので、当然のことでございますが記憶でございまして、ということでございます。その記憶には若干の不正確さがあるかと思っておりますけれども、ほとんどの人は全部これは損をしておるかあるいはすぐ引き揚げたということでござい

○政府委員(藤井宏昭君) 和氏にはいろいろなルートで会いたいという意思表示は伝えてござい

ますけれども、先方の方でそれにこたえていないというところでございます。

なお、ただいまの黒柳先生のお話で、黒柳先生のことでございますので御理解いただけたかと思えますが、我々公務員といえども自分のお金をだれかに預けましてあるいは何か株を買って運営するということは何ら公務員法に違反するものでもないし、まして道義的にやましいことでもございません。したがって本件の問題は、和田氏がジュネーブに在動中すなわち外交官であつた際に、若干名と申しますか、かなり多数の他人のお金を預かってそれを運用しておつた。外交官は、あるいは公務員もそうでございますけれども、商業的行為を禁止されておるところでございます。その核心があるわけでございます、その省員が和田氏と友人である知人であるということでお金を預けたということ、それ自体は、それを大使のようない地位にある者が反復して預けて、和田氏のそういう望みから行なう行為を結果的に助長したということの責任はあるかと思ひますけれども、一般の省員が知人に頼んで資金を運用したということ自体に、さつきクルートという言葉で黒柳先生おっしゃつたので若干言わしていただいているわけでございますけれども、それとは性質が違つたということは御理解いただきたく存じます。

○黒柳明君 何回ぐらゐ和田さんには会いたいという意思表示をどのルートからやられたんですか。電話ですか。内容証明が出して。

○政府委員(藤井宏昭君) 弁護士等を通じて何回も意思表示をしております。

○黒柳明君 先方の弁護士。

○政府委員(藤井宏昭君) 先生の弁護士さんを含めましてでございます。

○黒柳明君 そうすると、向こうは絶対会いたくないという意思表示をしているわけですか。

○政府委員(藤井宏昭君) 少なくとも我々の方に会つてもいいという意思表示は来てないということでございます。

○黒柳明君 会いたくないという意思表示も来て

なきや、会つてもいいという、要するにサイレント。弁護士を通じてノーと来ているわけじゃないんですか。

○政府委員(藤井宏昭君) 要するに、サイレントということでございます。

○黒柳明君 何回ですか。済みませんね、藤井さん、突っ込んで。私だから理解しているんですけれども、何回ぐらいですか、それは。

○政府委員(藤井宏昭君) 随時意思表示をしておりますので何回というふうにならなくて数えるわけにはまいりませんけれども、我々としてはできる限り会いたいということで、できる限りと申しますか、何としてでも会いたいということを意思表示をしております。

○黒柳明君 これは政府の行為ですから、マスコミの取材とか私たちの調査とか次元が違つては思ふんですけれども、居どころもわかつているんですし、弁護士さんともちゃんとわかつているんです。随時意思表示している。向こうがノーとは来てないでしょう。音たなしということは、余り会いたくない、あるいは拒否の姿勢かも知れませんが、いろいろなルートから聞いたりなにかしますと、ちよつとやっぱり外務省のやり方も余りにも何かこう、余り会つていろいろなことを言われちゃうとかえつてみずからのほろを出しちゃうんじゃないかというふうなことから——これは私だから理解しているんです、理解しているんですけれども、いい言葉で言う外務省の消極性というか、悪い言葉で言う外務省の消極性というか、会わなさいいんだ、こんなことじゃないか。要するに、熱意が足りないというふうな感じを受けるんですが、そんなことはありませんか。もっと方法は別にないですか、別の方法。

○政府委員(藤井宏昭君) ただいまの先生の御指摘はいささか我々の考えと違います。我々は本件について何かを隠そうとか、そういうことを思っているわけではございませんし、決して消極的では

はございません。和田氏にぜひともお会いしたいというところでございますが、我々としてできる方法というものは、その意思表示をいろいろな、例えば弁護士さんなどを通じて行う以外に方法はな

いわけではございません。

○黒柳明君 わかりました。もう努力はされている。

大臣、やつぱりこれはお互いに今活字になると、当然一方の主張ですから食い違いが出てくるわけですよ。これは公表するでしょう。そうすると、またそれに対してそんなことはない、こう出てくるわけでしょう。結局は持ち込むところに持ち込んで裁かれる、こういうことになるんでしょ。うけれども、余りにもやつぱり日本の外交官として、外務省として当然だから処分したんでしょけれども、好ましくないこれからの発展の方向なわけですよ。個人の財産だからこれは外務省で管理してない、あくまでも大使級といったつて自分の金の問題だから、しかも商業的行為は別にあつたておかしくないとなりながら、当然のことながらこれからの推移は発表になる。それに対してまた先方の方から、そんなばかなことあるか。そうなるのとまたそれが活字になる。それで持ち込むところに持ち込む。そうすると、幾ら嚴重注意したつてやつぱり大使だつたわけですからね、そういう人たちがまた活字になってくる、報道される、この推移というのは非常に好ましくない方向に行くわけですよ。

だれがいいとかだれが悪いとか、これは私今ここで言うあれはないですけれどもね。ですから、好ましくないなら好ましくないで——済みません、もう一回藤井さん。リクルートじゃないですけれども、みずからやつぱり名のり出た方がいいわけですよ。早いうちに処理した方がいいわけですよ、だからだつたところより。そういう意味も含めて一生懸命やっていることはわかるんですけれども、私の考えでは、私が官房長だつたらもう一カ月前に接触して話を聞いちゃつてゐる。その中で処理をしているという感じはしているんで

す。ですから、そういうことで、外務省のやり方はやり方であると思ひますよ、ですけれども、出るものは早く出して、食い違いは食い違いで早く処理していった方がいいと、だからだつたらだつたら早くと私はうまくなんじやないかなと、こういうような感じもいろいろな方面からの間接の間接の間接あたりの情報を聞きまうと感ずるんです。

ですから、官房長も一生懸命やっている、早く処理する、今週中には発表する、こんなことも非常によくわかります。ですけれども、やつぱり外務省だけでやっているわけじゃない、相手がいることですから。しかし、そのとおりに処理されるかどうかわかりません。ぜひ外務大臣、外務省の調査は近々発表になる、今週中に、ともにやつぱりいろいろな食い違いやなんかも早くすつきりさせて、早く誤りは誤りで外務省の人にも誤りがあつたら誤りですつと謝る、こういうような処置をとつた方がいいんじゃないかと感じます。これだけで別に外務大臣はその……。

それから、先ほどのナミビアの問題ですけれども、遠藤さんね、マスコミでも一部報道されましたね、資料ね。あれについての真偽をエネルギー省に聞いたんですか。それともあの資料をもらいたい、いや、これは一年半ぐらい前に議会筋に出したものであるけれどもこれは出せない、こういうことだつたんですか。あの内容についてお聞きになったんですか。内容についてはお聞きにならないんですか。

○説明員(遠藤哲也君) まず先生、最初にあの新聞報道及びテレビ報道がございましてから、もしそういう内部資料があるのかどうか、あつたらそれを見せてくれるのかどうかということを聞いたわけでございます。

それに対しますエネルギー省の答えは、内部資料を十八カ月前につくつた、それをアメリカ下院の外交委員会に渡した、これは内部資料として渡したものだ、したがって日本には見せられない、見せるような種類のものではないと、こういうふうな、これは第一段階というか、とりあえず

やりました私どもの作業と申しますかはそれでございませう。

○黒柳明君 ですから、そうすると、一部報道されましたその事実についての真偽を確かめる以前にひとつ内部資料を見せてもらいたいという要求をしただけで拒否された、こういうことですね。

これは今一部マスコミも報道されました一九八七年三月十日、この資料ですけれど、これを私はエネルギー省に問い合はせました。それは遠藤さんほど力ありませんけれども、いろいろ知っている人がおりますので、政府であります、野党です。そうしたらこういうコメントが返つてきたんです。これをつくつたのは我が方じゃありません、ただし、日本のマスコミで指摘された事実、この材料については私たちが提供したもので、はつきりこういうコメントがついてきたんです。だから、私が言つたように、この内容につきましてエネルギー省の方に事実関係はどうなんですかと、やつぱり当然外務省ですから、政府機関ですから資料をもらつて、それについてきちつとした見解を出さなさいなという思います。

エネルギー省の方は、私たちそれほど力があるませんものから、その資料の内容、これはどうかと言つたら、これは間違いない、一年七カ月前に前になりました、十八カ月前に前に出したものだ、資料の内容については間違いないと。大臣、ここには東電と中部電力のいろいろなこと書いてありますけれども、私は英語が余りうまいのでちよつとわかりませんけれども、広中先生に後で訳していただいて、中部電力と東京電力がナミビア、これは南アも含んでだと思ふんですけれども、ナミビア産だとはつきり指摘されている。この内容についてはエネルギー省は、この事実関係は間違いない、この資料についてはですよ、ペーパーはつくつたものじゃない、こう言っているんですが、これも一回事実関係をはつきりさせていただけませんか。

○説明員(遠藤哲也君) 先生御指摘のとおり、どうも私もこれを確認したわけじゃないのでござ

いますけれども、エネルギー省の内部資料と称される——称されるというのは確認していませんから——称されるものは、アメリカの原子力関係のニュークリアフューエルという雑誌でございませうけれども、その去年の七月十三日号の数字とどうもほぼ同じではないかなという、これは確認してございませうけれども、大体そういう感じを持っております。

したがって、今先生の御指摘もあり、実はこのニュークリアフューエルの数字自身が私自身はかなり理解できないところもあるわけでございます。したがって、このエネルギー省の内部資料とこれとはかなり状況証拠と申しますか、非常に同じようなあれがありますものでございまして、一体この数字はどういうところから出てきているのか、それらにつきましては秘密資料でございまして、果たしてどこまで説明してくれるかどうかというは必ずしも自信がないのでございませうけれども、エネルギー省には照会をいたしたいと思っております。

○黒柳明君 資料そのものをもらえなければ、既にマスコミで出ているわけですから、今度は内容についての真偽。

ただ問題は、ここに台湾なんて出ているんですね。ここあたりが東電に言わせると、台湾なんか本来ここから輸入すべきものじゃないから、ちよつとこの資料の内容はおかしいんじゃないかというふうなコメントがついているんですよ。ですから、エネルギー省の方もちゃんと指摘された部分については間違いないという指摘をされた。台湾なんか余り関係ないわけですね。指摘しているのはやっぱりジャパンだけなんです。マスコミで指摘しているのは、当然ここで取り上げたのもジャパンだけです。ここに六つ出ているわけですから、この六だけ。だから、台湾についてはもうこちらは関知するべきことじゃないんです。

東電あたりはこの資料については、エネルギー

省という政府機関の資料にしては何かおかしいが、台湾なんかおかしいんじゃないかという指摘があるんです。エネルギー省の方もこちらの問い合わせに対して、今申しましたように、これをつくったのは我が方じゃないと、ペーパーは。しかしその内容については、これは我が方が出した内容と同じである、ただ、指摘された分についてはということだけ言っている。だから、もしかすると若干内容の間違いがある、あるいはどこから、今言ったように雑誌からとったものがあるのか、これをつくったのは政府機関じゃありませんからね、そういうことも示唆しているんです。それを今度は私なりにお確かめいただくということが前提ですけれども、今この場ではまだ確かめてないわけですね。それこそ矢田部先生だったら、なぜ確かめないかと怒るんですけれども、私は理解していますものだから、おしかりをしないわけですから、調べていただく。

ただし、大臣、やっぱりこれだけの問題で、これは何も私が今さら取り上げるものじゃない、この前も衆議院で、それから衆議院だけじゃないの、何回も大臣もこの関係というのは御存じなわけです、それから東電を除いてはもう既にRTZと契約を終わった時点、これは幸か不幸か東電だけが九六年で、あとは八九年、九〇年なものですから、東電だけが言にくいのか——言にくいとか言いやすいとか問題じゃないわけですね。

原発については我が党でも非常にシビアになっているわけですね。いろいろな問題がありまして、これについても根本から見直した議論をしようじゃないかと。当然国民の中でも非常にいろいろな疑問が提起されている、行動が起さされているわけですから、ましてその最中なものですから、従来からこの問題が提起されてきましたけれども、実際に議論を担当しているエネルギー省は、もしこんなことになってナミビアからのものが来なくなったらもうけが少なくなる、こんな冗談話もしているわけですが、これは確かにそれだけ差益が少なくなるわけですね。ですから、我が国と

しては、こういうものがどこから来ているのか——だから私は通産省を呼んでないんですよ。通産省の田中さんはいまね、田中さんがいてもしようがないわけ。田中さんは目白台の方に一人いりや結構なわけですからね、呼んだってしょうがないもの。この前のときだってそうでしょう、大臣。あんなもの、ナミビアなんか入ってない、入ってない、岩垂さんのときも最後になったら、いや入ってないと言ったって、知り得ない立場にあるから、だから知り得ないんですよ。岩垂さんも、それじゃ入って入って入ってないかわからないんじゃないかと言ったら、そのとおりです、なんというふうなことで。

通産省は、当然のことながら電力会社に直接の行政指導をしている官庁ですし、いろんな関係も当然あるんですよ。ですから外務省、外務大臣、七四年の布告もこれあることで、それから南アフリカとの貿易の問題でも、国際的にいろいろ批判を受けたわけですね。私は東電だけと言いませんよ、幸か不幸か東電だけがコメントできないわけですよ、今。本当は東電も六つの中に入りたかった、こう思います、私は。ですから、要するに九六年まで長期契約結んだから、もううちだけがどうも割り食っちゃったんだと、こういう心境だと思えますよ。ですから、この次の契約時においてはやっぱりナミビアということについては考慮する、輸入先がはっきりしないものについては輸入しない、こういうことは当然過ぎるぐらいに当然。ですから、当事者のアメリカでも下院で、そうすね遠藤さん、もう通過したんですよ、あのナミビアからのウランはアメリカでは処理しない。上院では今大統領選だから廃案になったんでしょ。アメリカだって議会筋で最大の関心を持っているわけですよ。政府機関には任せられない、議会筋でチェックしていこうということ、下院でもうこれはナミビア産ウランは禁止する、こういうことですよ。大統領選が終わったからまた上院で問題になってくると思えますよ。可能性は一〇〇%あると思えます。

そうすると、日本は通産省リードで外務省は、外務大臣宇野さんとしちゃうと思いたって言いたいんですけれども、何か通産省の関係もある、田村さんおつかないから、うるさいからなんというふうなことと言いきりかたてますと——やっぱりアメリカでもシビアでニューヨーク・タイムズなんか連日すごいですよ、連日は言えませんが、藤井さんに怒られちゃう、連日じゃない、随時ですか、すごいですよ、イギリスだって今問題になっていますよ、そういう中で当事者の日本だけが東電を気にしながら、通産を気にしながら、外務省は国連の布告を支持しながら、やっぱりあのとき思い切って言っておけばよかった、東電に対して九六年の契約までも含めて自棄すればよかったとこれは言いたかったのが、通産に気兼ねしながら言いきりかたて、こんなことじゃ非常にやばいと思う。国際世論からまたたかされる原因をつくっちゃう。

まさか外務大臣はそんなお気持ちないと思うんですけれども、どうですか。この資料を調べていただく、これはもう私やってもいいじゃないですか。遠藤さんは何回ももうなすいてるもの。間違いないですよ。だから、ほかの五電力も自棄するのと出たんです。だから、東電だけなんです。今ここのあと八年間そのままにしておいて袋だたきになって、また東電じゃない日本のことになっちゃいますから、うまくなさいんじゃないでしょうか、どうでしょうか。

○国務大臣(宇野宗佑君) この報道がされましたとき、私もやはりこれには非常に驚き、なおかつこれは重要な問題になるといけないから速やかにそうした問題についてもけりをつけなくちゃいかぬと、こう思った一人でございます。したがって、審議官にもそのことを伝えまして、十二分に検討されたわけでございますが、さらに確実を期するために検討もする、それが必要だろうと思えます。

なおかつ、南アに対しては、先駆けて外務省が経済界を呼びまして、御承知のような忠告をし、アドバイスをしたわけでございますので、この問題に関しましては当然九電力に今後さらにいわゆる天然資源布告等々十分尊重しておるかどうかが、尊重してほしいということを強く申すことも必要である、私はかように考えます。

○黒柳明君 五電力は、何回も言うように、契約時期が来年、再来年だからこれはラッキーだったんです。東電なんですよ、問題は。東電は、まだイギリスがナミビアを使つてないと言つたから使つてないんだと、こんなことを今もってコメントしているわけでしょう。ここに問題があるからニューヨーク・タイムズもそれを取り上げて、マスコミの報道を踏まえて言っているわけでしょう、アメリカ議会も厳しい態度で出ているわけですよ。だから、日本の通産だけが非常に消極的なんです。東電の何か肩に乗っちゃっているのかわからないけれども、だけれども外務省の立場は、そんなことに連座することはないんじゃないでしょうか。その布告を重んじてとかなんとか言わないで、これだけの事実がはつきりしているんですから、もう一回厳しく調べたらどうですか。あるいは東電にも追跡調査せたらどうですか。ただ単に、向こうが入つてないと言つてから入つてないんだとオウム返しのようなことを言つたらだめだと、もっと厳しくもとまで行つて調べなさいと、これぐらいのことを通産と相談して言つたらどうでしょうか。それじゃないと、必ず国際的にまたたかれるときが近々来ますよ。近々来ますよ。どうですか。

○国務大臣(宇野宗佑君) さような措置を私にいたしましたものと申し上げているところでございます。

○黒柳明君 さようなと、黒柳の発言と外務大臣の発言とが重なり合っている。さようなだけでごまかさないと、それじゃもう一回それを繰り返していただきたいよ。

○国務大臣(宇野宗佑君) はつきり申し上げます

午後四時十六分開会

○委員長(堀江正夫君) ただいまから外務委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、国際情勢等に関する調査を議題とし、質疑を行います。

○広中和歌子君 海外におきまして日本語熱が大変に高まっているというのを聞いております。それは、日本から技術を学びたいという発展途上国だけではなくて先進諸国にも広がっている。私自身の体験といたしましてアメリカの友人などがそのように申しておりましたし、外交官の方なども広くそのような感触を得ているというふうなことがあるのでございませうか。

○説明員(田島高志君) 現在、諸外国で我が国に対する関心が非常に高まっておりますが、特にそのような高い関心を反映いたしまして日本語学習者の数あるいは日本研究者の数が大変にふえております。アメリカ、ヨーロッパ、東南アジア各地でそのような状況が見られることを私どもも強く

認識いたしております。

○広中和歌子君 それと同時に、日本語を教える質の高い教師が求められている。そのようなことを聞くのでございませうけれども、いかがでございませうか、その点につきまして。

○説明員(田島高志君) 先生おっしゃるとおり、諸外国からは日本語教育につきまして、日本語教師の派遣を求めたり、あるいは日本語教材の送付を求めたり、それに対する協力要請が非常にふえております。

○広中和歌子君 十月三十日の新聞報道によりまして、日米文化交流会議、そこでも「日本語教員の派米を」そのような要請がなされたと同じくしておりますけれども、外務省としてはどのような具体的な対応をなさっているのでしょうか。このことは文化交流の観点から、そして文化の面での日本からの貢献、これは竹下内閣の打ち出されていることでございまして、外務省のお立場だと存じますけれども、そのような立場からどのような具体的な対応がございませうのか、お伺いいたします。

○説明員(田島高志君) 先生おっしゃいましたとおり、先般ワシントンで日米文化交流会議、カルコンと略称いたしておりますが、その会議が開かれました。その会議は幾つかの分科会に分かれておるわけでございませうけれども、それらの分科会でアメリカ側から、アメリカの国内で日本語学習者が研究者のレベルあるいは大学生、高校生の各レベルにおいて急増しているという報告がございました。そのような状況の中で、特に高等学校レベルにおける日本語教師の需要が非常に増加している、したがってそれに対応するために日本側からも日本語の教師を派遣するという問題について日米双方で検討していけないだろうかという発言がございまして、私どもも、日本側もそれに対応いたしまして検討をお約束してまいりました。

その場ではアメリカ側からは、州によっていろいろ事情も違うと思う、現在ある教授がその関連

の調査をしているという状況もあるという御報告がございましたので、そのような調査の結果も私どもに知らせていただきたいというお願いをしまして、それらの実際の状況を把握しながら、先ほど申し上げました問題について日米双方で検討していこうということになったわけでございませう。

○広中和歌子君 先ほど同僚委員からも御指摘がございましたように、日本の文化予算とODAの予算、これは発展途上国に限られてしか使つてはいけないうふうな。つまり文化面での日本の貢献、それはもう最近の状況では先進国、発展途上国といったようなカテゴリーなしにそういつたODAの予算の一部が使えるかどうか、その点についてお伺いいたします。

○説明員(田島高志君) ODAは、先生御案内のとおり、開発途上国に対する協力を目的とした予算でございますので、先進国に対する協力には使用することができません。

したがって、この米国の場合のように、今回の要請に対しては協力をすると申す場合には、経費の問題もどのように日米間で分かち合うかという問題も含めて検討をしてみたいというふうな考えまして、アメリカ側ともそのように話し合つてまいつたところでございませう。アメリカ側もその点につきましては事情を理解しておりますので、経費等の分担については今後検討してまいりたいというところは申しております。

○広中和歌子君 私は数カ月前、一つの提案をさせていただきましたのですけれども、仮称逆ジェットプログラムと申しまして、これは竹下総理、宇野外務大臣、文部大臣そのほか各関係大臣に御提案申し上げたわけですが、日本の学校の先生、中学校、高等学校の先生方に日本語の先生として海外に行つていただいて、そして一年なり二年なり滞在し、向こうで貢献をしていただく。そして貢献をしていただくだけではなくて、先生御自身にとつて幅広く外国の実体験をしていただく、そしてその体験をお持ちになつて、また

日本にお帰りになり、再び学校の先生として生徒に接していただく、これは国際化に非常に資するのではないかと。これは我田引水の言い方で大変おこがましいとは思いますが、そのような提案をさせていただいているわけでございます。この点につきまして外務省のお立場をお伺いできればと、さらに外務大臣の御感想、御意見などをおっしゃっていただければ大変ありがたいのですが。

○説明員(田島高志君) 日本語教師を派遣するような事業は、アメリカにおける日本語教育の促進に資するという点だけでなく、日米間の草の根レベルの相互理解の増進にも資するものというふうに考えます。

しかしながら、実際には実施上の問題もいろいろあると思われ。どの程度の学校でどのようなレベルの先生が要るのか、あるいは学習者数はどの程度なのか、レベルはどの程度なのか、それから州によっても事情が違つかも知れません。それから、そのような先生をもし派遣します場合には、やはり日本語の教授法について訓練をした上で派遣する必要があるかと存じます。

そういうような事情を考えますと、日本での英語の先生を派遣することが英語の研修も兼ねて一番適当な方法であるのか、あるいはまた別の方法が考えられるのか、いろいろな側面から検討をしていく必要があるかと存じます。したがって、この問題につきましては、外務省といたしましても関係省庁とこれから御相談をしてみたいというふうに存じております。

○国務大臣(宇野宗佑君) 広中委員からは、今おっしゃいましたとおり逆ジェットプログラムというのでいろいろとお話を伺っております。非常に構想としては一つの構想ではないかと私考えておりますが、やはり需要と供給というような問題もございましょう。さらにはまた、例えば音年協力隊等におきましても既に日本語を教える人たちがもふえてきておりますし、現在の協力隊は二十五歳で年齢制限がございしますが、私たちは、第一線を退かれた人たちでもなおかつおれはひとつ世界

のために頑張りたいという方も私は多いからつしやるのではないかと存じますと、いわゆるシルバー協力隊でございしますが、そうした方々にもやはり昔とったきねづかとして日本語を十二分に教えていただく資格がある方がいられるのではないだろうか、そういうことを思っております。したがって、今、田島部長からお話があったが、そうしたことをすべて包含しながら、大切な問題として検討したいと思っております。

○広中和歌子君 大変前向きなお答えをいただけてうれしいのですが、JICAの海外協力隊にしましてはたしか発展途上国しか派遣できないという制限があるのじゃないかと思いが、文部省のお考えをお聞かせいただけたらと思うわけでございます。

情けは人のためならずという言葉がございすけれども、学校の先生に、長い教員の期間で特に若い間に外国を見ていただく、それも、見学する、研究するというお立場だけでなく、日本語を教える、貢献するというお立場で現地の方に触れていただく、そして広い視野と国際的な視点で学校に戻られ生徒に接していただくというふうなことで、文部省としてはそういう先生を派遣なさるというところで幾つかの問題もありませんかと思いが、けれども、御意見をお伺いしたいのでございます。

○説明員(森正直君) 御説明申し上げます。ただいま先生おっしゃいました逆ジェット構想につきましましては、私もよく承知いたしております。文部省といたしましては、中学校、高校の例えば英語の先生が、おっしゃるような形で傍ら日本語教師として活躍しながらみずから語学力あるいは語学指導力を広げていくということは大変有意義なことだというふうに私も認識いたしております。

ただ、先ほどもちよつとお話がございますように、若干検討すべき課題もございす。例えば現在文部省の方で既に二カ月ないし六カ月間、中学、高校の英語教員を海外、アメリカ、イギリス等に派遣しております、こういった既存の事

業との調整の問題、それから国際交流基金が日本語教育専門派遣事業をおやりになつておられますが、そういう事業との調整、つまりいろいろ似たようなことが競合いたしますと財政の枠の問題というふうなことも絡んでまいりますので、そういう点が一つございす。それから、教員を半年、一年という長期に派遣いたしますと、教員の後補充、臨時教員の問題がございまして、これは具体的には自治省との関連が出てくるわけでございす。

そういったことがございまして、現在私どもは、文部省内としては既存の事業のそういったものの調整ですとか、それから対外的には自治省との連絡、話し合いというふうなことで、こういった非常に有意義なことですので、できればやってみたいというところで検討中でございます。

○広中和歌子君 今の文部省の御答弁を受けまして、外務省そしてまた自治省などをお誘いいたしたい上で何かプロジェクトチームなどをつくっていただくことができないだろうか。私は、ジェット計画をモデルにしようという意味で、その逆の立場、つまり日本の先生に海外に行つていただくというところで逆ジェットという言葉を使いたしたけれども、小規模から始めていただいて結構なわけでございまして、様子を見ろという意味でもパイロットプログラムの実現をできるだけ早い時期にしたい。さしたたて、まずプロジェクトチームみたいなものをつくっていただけないだろうか、そのための予算措置などを御検討いただけないか、そのことについてお伺いいたします。

○説明員(田島高志君) 先生まさにただいまおっしゃいましたように、実はジェットプログラムとしては昨年から開始されたわけでございすけれども、その前に小規模の英語指導教師の招致事業というふうな形で昭和五十二年あるいは五十三年からアメリカないしイギリスからの招致事業が始まったわけでございす。初めは九人とか十人とか、そういう規模で始まりまして、その経験のも

とにジェットプログラムという形に発展したわけでございすので、今回、先生がまさにおっしゃいますように、日本側から日本語の教師を派遣するという場合にも小規模のものから考えていくということが現実的なやり方ではないかということ、カルコンにおきましてもパイロットプログラムを検討していくということで話し合いが行われたわけでございす。したがって、先生がおっしゃいましたように、文部省、自治省等の関係省庁とも相談をこれから鋭意行つてまいりたいというふうに存じます。

○広中和歌子君 どうもありがとうございます。次のテーマに移らせていただきます。

南ア連邦の日本への入国ビザ申請の現状についてお伺いさせていただきます。

現在何人ぐらい入つてゐるのか。ビジネスの場合、そしてノンビジネス、つまり観光とかスポーツ、文化交流それらに分けてどのくらいの人々が日本に入国ビザを申請し、そしてまた日本にいらしているか、その点についてお伺いいたします。

○説明員(黒河内久美君) 南アからの日本への入国者数でございすが、査証の発給数は六十二年の実績で二千足らず、約二千でございす。内訳を申し上げますと、商用目的が約千七百、その他駐在等が六等となっております。

○広中和歌子君 そうすると、文化交流にしましてはなかなかのことでございすでしょうか。

○説明員(黒河内久美君) 文化を目的とする入国につきましましては、我が国は関連の国連諸決議を尊重いたしまして従来からこれを制限するという立場でございすので、原則としてそういうものは入っておりません。

○広中和歌子君 今まで文化交流または例えば国際会議に出席するといった理由で南アからはお入りになつていないんですか。

○説明員(黒河内久美君) 学術目的につきましては、例外的に個別に審査した結果、例えば六十二年につきましては二十一名の入国が認められております。

○広中和歌子君 学術目的は一部例外として、い
らっしゃるということでございますけれども、観
光、文化交流その制限している理由についてもう
ちょっと詳しくお話しただければと思います。

○説明員(黒河内久美君) 先生御案内のとおり、
我が国は従来からアバルト・ヘイトに反対するとい
う立場をとっておりまして、国連におきまして幾
つかの関連の決議が採択されております。その中
で南アとのスポーツ、文化、教育及び学術分野の
交流等につきまして制限すべきであるという
趣旨がございますので、それを尊重して、原則
的にはこういう目的のための来日は認めないとい
う立場をとっているわけでございます。

○広中和歌子君 学術目的のためには例外として
二十一名入れていらっしゃるということですけれ
ども、例外としての条件をつけていらっしゃる
というふうに向つていらっしゃるけれども、それは
どのような条件でございましょうか。

○説明員(黒河内久美君) ただいま御説明申し上
げたような原則に立っているわけでございませ
けれども、あわせて学術分野の国際交流も重要だ
ということから、特に入国を認めるべき特別な事情
があると判断されるときには査証の申請を受理
いたしまして、我が国の対南ア政策に反しない範
囲で査証発給の可否を検討することとしておりま
す。したがって、南ア人の科学者の査証申請
受理に際しましては、国連決議の趣旨を可能な限
り尊重するとの観点から、申請者が人種的偏見を
有せず、また人種差別組織に所属していないとい
うことを条件といたしております。

○広中和歌子君 こちらに私がいただいた「ビ
ザ・アプリケーション・フォーム・ツー・エン
ター・ジャパン」というようなものがあるのでござ
います。日本語の訳としては、私は人種差別主義
者ではなく、人種差別団体に属していない、そう
いうことを誓ってサインをすればビザを申請でき
る、そして受け付けるということでございますけ
れども、英語ですと「アيدドゥー・ノット・ホー
ルド・エニレシヤル・プレジューデイス」これが

最初の項です。人種差別主義者ではないというの
が「アيدドゥー・ノット・ホールド・エニレシヤ
ル・プレジューデイス」になつていらっしゃるんですね。日
本語ですと、人種差別主義者ではないと。あなた
は人種差別主義者かと言われまして、私はそう
じゃございませんよというふうに言える人は当然
大勢いると思うんですが、この「アيدドゥー・
ノット・ホールド・エニレシヤル・プレジューデ
イス」これですと、例えばそういう場合、私は人種
差別主義者じゃないけれども、人間である以上差
別というのはだれでも多少は持っているものでは
ないかと思うんですね、この英語の文章でござ
いますけれども、余りにも一般的で、そしてこうい
う書類を突きつけられてサインをしろと言われた
ときにちよつと戸惑うんじゃないかなというふう
な気がするわけでございますが、いかがでござい
ましょうか、御意見をお伺いしたいと思います。

○説明員(黒河内久美君) 先生御指摘の点は私も
それなりに理解いたしますので、この点につきま
しては私なりに勉強してみたいと思います。

○広中和歌子君 国連決議に参加した国々は何カ
国ぐらいあるんでしょうか。そして、これらの国々
では日本と同様な制限あるいは禁止、ビザ・ア
プリケーションを受け付けない、そういう例がある
のでございましょうか。

○政府委員(遠藤實君) この学術、文化あるいは
スポーツ交流の停止を求めるといふ国連決議は、
実は毎年いろいろな形で行われておりまして、必
ずしも一つの決議でございせん。したがって、ま
して、ちよつと国の数等につきましてはつまびら
かにいたしませんけれども、各国で若干の運用面
におきまして違いがある可能性はございます。

○委員(堀江正夫君) 時間をオーバーしており
ますので、もう一問ぐらいでひととおやめいた
きたいと思つてます。

○広中和歌子君 では、肝心なことを伺わせて
いただきます。

○国際学術連合という機関がございます。ICS
Uという機関でございましてけれども、その機関が
日本での総会の開催を断つた。それはこのICS
Uが建前として持つておられますところの学術交流
の自由、それに反するというところで日本での総
会の開催を断つたわけでございまして、
このことなんでもございまして、国連決議
を配慮するということも大変大切なことでござ
いますけれども、我が国として学術会議が日本で開
かれることは国際貢献の立場から、また日本の
科学発展のためにも非常に重大なことだろうとい
う国内事情があるのではないかと、そう
いう国内事情を配慮いたしまして、国連決議の解
釈、それをどのように扱うかということでも各国に
差があるということでもございまして、もう
少しゆとりというんでございまして、流動性のある
取り扱いをしていただけないか、宇野外務大臣に
最後にお伺いして質問を終わります。

○国務大臣(宇野宗佑君) いろいろ難しい問題も
中にはありますが、私たちがいたしましては既定
の方針どおり進んでいきたいと思つてます。今御指
摘の面につきまして十分検討させていただきます。

○吉岡吉典君 大臣にお伺いしますけれども、
きょうは十一月八日でして、ちよつと一カ月後
十二月八日という日を迎えます。日本の真珠湾の
奇襲攻撃に始まって、そして宣戦布告、太平洋戦
争を開始した日です。私はこの十二月八日を前に
して、我々がかつて行つた戦争をめぐって世界か
らとかく言われるようなことが絶対にあってはな
らない、疑惑を受けることさえもあってはならな
い、そういう立場を我々はとるべきだと思つてい
ます。このことはこの委員会でも私何回か述べて
きたところで、
私、最近もある西ドイツの人と話す中で、

戦後の西ドイツの生き方ということを開きまして
大変感心しました。というのは、二度も世界に戦
争をしかけたドイツが、戦後、世界からいかなる
疑いも持たれないで生きていくためには、我々が
戦争にどういう態度をとっているかということ
を厳しく態度を表明し続けること、これが大事であ
ると、幾らそういつてもなお二度も戦争をやつた
国に疑いを向けられる余地は常にあると、しかし
それを避けるために、ドイツは少なくともナチに
対する態度は常に厳格な態度をとっている、私人
は別として、連邦議会に席を置く者、あるいは政
府関係者等でニュルンベルグ裁判を批判するよう
な者や、ナチに幾らかでも寛容な態度をとる者は
絶対ないと私は断言しますと、そういうふうな話
でした。

最近も報道で、西ドイツのワイツゼッカー大統
領が、西ドイツでもアウシュビッツのようなこと
は他の国にもあつたとして、ナチの戦争犯罪を相
対化しようとする動きが歴史学者の一部に生まれ
ているのに対して、ナチの戦犯を風化させてはな
らないという警告を発した。これは十月十二日
に行われた西ドイツの歴史研究所大会での講演の
話ですが、「歴史学者が明らかにしていく事実は、
ナチの犯罪を少しも緩和するものではない」「ナ
チズムのもとでドイツ国民とその隣国に生じたこ
とは、他の人々の責任にすることはできない」「こ
う発言したというのを聞きまして、ワイツゼッ
カー大統領の解放四十周年の世界的に話題を呼び
ました演説とあわせて、同じ戦争をドイツと同盟
を組んで行つた国として、これは非常に傾聴すべ
き発言ではないかというように受けとめました。
大臣の所見をまずお伺いしたいと思います。

○国務大臣(宇野宗佑君) 西独大統領の御発言
は、アウシュビッツを初めとするユダヤ人虐殺、
これに對しての罪の意識を率直に申し述べら
れたことであります。同時にまた、私たちがいろ
いろ承つておるところによりますと、それとス
ターリン治政下における犠牲者はどうだろうか、
同日に談ずることが出来るのだろうか。いろいろ

な話があった中で一つの決断でござりますが、私はやはりナチの虐殺に対する反省と、そして歴史に対する深い洞察の一つの大きなスピーチであつた、かように評価したいと思ひます。

○吉岡吉典君 私は、大臣も同感だと思ひました。ワイツゼッカー大統領の発言と比較してみた場合には、日本における過去の戦争に対する態度については非常に軽率といふかあるいは本音を出したものであるといふべきか、これはまあ評価のしようがあると思ひますけれども、しかし西ドイツの人から見ればまことに無神経ともとれるものがしばしばあると思ひます。

それは、この間の委員会でもいろいろ私も含めて論議になった経過もあるものですけれども、ちょうど十二月八日を前にしてのことですから、これは二年前の新聞ですけれども、自民党の機関紙である自由新聞に源田実さんの長い大きい手記が載つておりました、これは「世紀の奇襲成功せり」といふので、国際的にも既に審判の下つてゐる真珠湾への奇襲成功の戦果を誇る手記が堂々と載つてゐる。

ことしの四月、私はワシントンのよく知つてゐる記者が東京へやつて来ましたときにいろいろな話の中でちよつとこの話に言及したところ、それはアメリカでそういう新聞が知られてゐないから日本は助かつてゐるけれども、そういうものがアメリカで公開でもされればこれは大変な論議を呼ぶに違ひないといふことを言つておりました。どこか民間の取るに足らない新聞なら別ですけれども、政府・与党の機関紙にこういう真珠湾奇襲攻撃の戦果を大々的に誇る記事が出るというふうなことは、さつき言ひました西ドイツがとつてゐる態度とも違ふもの、やはり政府・与党といふのは公的な日本を代表する立場ですから、いささかこういうのが出るのには日本が疑われるといふことのつたになるのじゃないかと私は思ひますけれども、いや、そういうのは構わないという意見かどうか、大臣お伺ひします。

○国務大臣(宇野宗佑君) 自民党員である以上

は、まあすべてそういう党の機関紙に目を通しておくべきでございませうが、実は私まだ目を通しておらなかつたものでございませう。したがひまして内容がどのように書かれておるか、まだ不明の点が多うございませうが、しかし我々といひましては常に申し上げておるのは、経済大国日本は決して軍事大国になりませんといふことが戦後四十三年間変わらざる日本の気持ちではないだらうか、そうした誓ひがあつてこそ初めて私たちは世界の平和に貢献できる民族であり、国家であるといふことが言えるのではないかと、私はさうに思つておられます。竹下総理もそのような気持ちでおられます。したがひまして、そうした内容に立ち入ることは私はコメントできない立場でございませうが、もしかりそめにも過去の真珠湾攻撃を褒めたたえるような記事ならば、これはけしからぬ記事であると思ひます。

○吉岡吉典君 この手記は、結びが「いづれも飛行機乗り真利につくる忘れがたきことである。」と結ばれておりました、これは本場にこのごろリクルート問題で町を歩くのが恥づかしいといふ言葉が自民党の会合でも出たそうですけれども、私はこういう新聞が出るのは外国の人と会う場合にまことに恥づかしい思ひをせざるを得ないものですので、今の大臣の見解ですからさういふに願ひしたいと思ひます。

ついでですから、やつぱり自由民主党の機関紙である自由新聞、これは十一月一日付ですけれども、天皇をめぐる東京御会議の出来事の報道記事です。私はこの記事の中身全体をここであれこれ言ひたいと思ひますが、同じ趣旨で気になる表現がありますので、この点についても言明をお願ひしたいと思います。

問題の箇所といふのは、「野坂参三名誉議長が戦時中、わが国と交戦した八路軍の手先きとなつた事実が示すように、共産党員の中には旧日本帝国を敵国としたものが多く含まれてゐる。」という表現です。この表現ですと、この箇所に関する限り、自由民主党はやはり中国に侵略戦争を

行つた旧日本帝国を支持する立場、擁護する立場に立ち、この日本の中国への侵略戦争に反対した者を敵対者とみなす立場が表明されてゐると思ひます。

この春の委員会、外務大臣は中国に対する戦争といふのはやつぱり侵略戦争だつたといふことをお認めになりましたので、外務大臣が旧日本帝国を擁護する立場だとは私は思ひませんけれども、同じようにこういうことが、さつきも言ひましたように、どこか民間の新聞の取るに足らないものに出るのなら、これは私もあえてここで取り上げませんけれども、やはり政府・与党の新聞にこういう表現が出るというところは、西ドイツでならあり得ないことではないかといふ気がして読めましたので、これもお読みになつてゐるかどうかわかりませんが、一言言明しておいていただきたいと思います。

○国務大臣(宇野宗佑君) 私としてはしばしばこの委員会におきましても言明いたしておりますが、こゝでは日中友好平和条約締結十周年で、そのときの共同宣言において、私たちは戦争を通じて中国の民衆に多大の迷惑をかけたことを深く反省し遺憾とする、そうした趣旨を述べておりますから、やはりそのことは我々はきちつと守つていかなければならない、かように考えております。

○吉岡吉典君 この点は、今の大臣の答弁が今後こういう出版物でも買かれることを期待して、次に進みます。

今、話題にもしました天皇をめぐる日本のいわゆる自衛の動き、これは国際的にも御存じのやうに大きな話題になつております。私のところにも外国の特派員が相当たくさん取材に来ます。その取材に来る外国特派員の私らに対する質問の要点は、天皇をめぐる日本国民が一糸乱れず動いてゐるこの異様な状況を見ると日本は全体主義の国だといふ感じを受ける、ファシズムになるのじゃないか、軍国主義になるのじゃないか、そういう心配を持つけれどもどうなのか。中には、日本共産党は近く非合法になるのじゃないかといふ心

配をしてくれる特派員もおりましたけれども、私はそういう人に、そうではないんだと、共産党が非合法になる心配ももちろんないんだといふことを言つておられますけれども、そういう印象を与えてゐる。ル・モンドは、マスコミが日々の行為と健康状態のあらましを報ずる天皇の脈拍のリズムで生きてゐるのかのやうであると、こういう皮肉つた記事を書いておられます。

こういう日本の天皇をめぐる事態の中で、外国のマスコミ報道の中では天皇の戦争責任を含む非常に多くの論議が行われてゐる。この事実は外務省も御存じになつており、お認めになると思ひますけれども、いかがでしょうか。

○説明員(原口幸市君) 去る九月末に天皇陛下の御容体が悪化して以来、外国の新聞は一斉に関連記事掲載しております。

右記事の中には、陛下の御容体そのものにかかわるものと、我が国の戦争責任問題や、右に対する陛下のかかわり合ひについて述べてゐるものも相当見られております。右の中には、陛下に戦争の責任があるとするものもありますが、同時に、これを否定して、終戦の際の御決断を例にとりつつ、陛下のお立場を擁護するものも多く見られております。

○吉岡吉典君 ですから、私が戦争責任をめぐる論議といふふうには言ひましたのは、いろいろな意見があることを念頭に置いてそういうふうには言つたわけですね。

そういうマスコミ論議の中でフランスのル・モンドは、そういう論争に火をつけたのは日本外務省だと、こういうふうには書いておられます。それは、イギリスの新聞サン及びデーリー・スターへの抗議によつて、外務省は皮肉にも、この抗議で憲法で国の象徴としてゐる天皇を国家元首とすることによつてこの問題の論争に火をつけたと、こういう皮肉を書いておられます。これは九月二十五日付のル・モンドです。

そこで、お尋ねしたいと思ひますが、こういう皮肉を込めた論評を受けたイギリスの二つの新聞

への抗議、これはどの段階の責任で行われたのか。これは文章によると、日本政府の名による抗議ですけれども、総理まで御存じになつてのものなのか、あるいは外務大臣は御存じなのか、どの段階の責任で行われたのか、これをまずお伺いします。

は抗議をすることを命じたという経緯でございます。○吉岡吉典君 今の大臣の答弁の中に一つ気になることがあるんです。それは雑誌がいれば程度の低い雑誌だという趣旨の発言ですけども、新聞雑誌の評価はいろいろあると思ひますけれども、イギリスで最大の発行部数を持つ新聞だと私は聞いております。そうすると、そういう問題のある雑誌が一番多く読まれるということになると、イギリスの国民というのはこれまた程度が低くてそういう新聞に飛びつくのかなということにもなりかねないので、私はそういう点では今の大臣の発言、その箇所については、そこまで言われなくてもよかつたんじゃないかと思ひます。

の中心テーマは、やはり日本と天皇の戦争責任とこのことをテーマにしたものであつて、その日本と天皇の戦争責任の報道の仕方が日本政府から見ると云々だつたということではなく、内容、表現ともという十一日の答弁どおりだとすると、これは今の答弁とも違つて、ちよつと私は一言言わなくちゃならないことになるんですけれども、もう一度答弁をお願いいたします。

検討したわけでございますけれども、現在までのところ、抗議をするべきだという判断に到達いたしましたのは、ただいまのサンとデリー・スターの二紙のみでございます。

○吉岡吉典君 外務省のどの段階かです。局長なのか、大臣なのか。

○吉岡吉典君 今の大臣の答弁の中に一つ気になることがあるんです。それは雑誌がいれば程度の低い雑誌だという趣旨の発言ですけども、新聞雑誌の評価はいろいろあると思ひますけれども、イギリスで最大の発行部数を持つ新聞だと私は聞いております。そうすると、そういう問題のある雑誌が一番多く読まれるということになると、イギリスの国民というのはこれまた程度が低くてそういう新聞に飛びつくのかなということにもなりかねないので、私はそういう点では今の大臣の発言、その箇所については、そこまで言われなくてもよかつたんじゃないかと思ひます。

○吉岡吉典君 先ほどから御説明して責任を批判し、論評していること自体が抗議の対象になるということですか。

○吉岡吉典君 オランダの新聞のフォルクスラントというのでも「第二次世界大戦中、何千人もの東インドのオランダ人が文字どおり天皇の名の下に首をはねられた」ということを書いた新聞もあるわけですね。だから、天皇の戦争責任について論ずること自体は問題にしないんだということだと受け取つて構いません。

今、言いましたように、この抗議というのは国際的に天皇の戦争責任を含む論争に火をつけたという論議もあるほどであり、国内でもさまざまな論議を呼んでいるわけです。この抗議は非常に適切、有効なものだつたと今日の時点でもお考えになつていらっしゃるかどうか。

それはそれとして、抗議文で言うところの誹謗中傷の中身、これはどういふ点が誹謗中傷だといふように判断なさつたのですか。

○政府委員(斎藤邦彦君) 先ほどから御説明してるところでございますけれども、この記事は内容、表現双方におきまして、我が国の憲法におきまして「日本国の象徴であり日本国民統合の象徴」と決められております天皇陛下に対する侮辱だといふふうに我々判断いたしましたので抗議をした次第でございます。その記事の中に戦争責任ということに触れた部分もございまして、その点があつたから抗議したということではございません。

○吉岡吉典君 日本が日本及び天皇の戦争責任を批判し論評すること自体を問題にしているということになると、これは大変な国際的な批判を受けると思ひましたので、この点はきちつとしておきたかつたわけですね。

私は外務省ともかわりがあると判断できる国際関係の仕事なさつていらっしゃるに聞いたところ、あれはつまらぬことをやつたものだ、恐らく大臣も御存じの人だろうと思ひますけれども、会つたときにそういう話をなさつておりました。今の時点ではどういふふうに判断なさつていますか。

○吉岡吉典君 この新聞の個々の表現の中に、今おつしやつたような抗議をしなくちゃならないとお考えになつたということですけども、十一日の内閣委員会での松田報道官の答弁では、表現、内容、そのすべてを見まして、放置することができないものだ、こういうふうな答弁なさつていますね。そうすると、表現が適切だつたかどうかという問題と違つて、表現も内容も全部だめだといふことになりませんか。私も長く新聞記者の生活をやりましたから、私が記事を書けばああいふ記事じゃなくてもうちよつと別の書き方をするだろうと思ひますけれども、それは別として、表現、内容といふことになると、あの記事は、記事の書き方、表現はいろいろ議論があるとしても、内容

○吉岡吉典君 そうすると、例えばフランスの新聞のリベラシオン、これにも「ヒロヒトは日本がナチス・ドイツの側について戦つた第二次世界大戦の「立て役者」である」という報道をしておりますが、こういうのは非礼でない、誹謗中傷でなくて抗議の対象にはならないということですか。

○吉岡吉典君 要するに、いろいろな外国の新聞が天皇の戦争責任を論評しているけれども、そのこと自体をやり玉に上げて抗議することはしないといふのは、日本政府がそういう新聞すべてに抗

○国務大臣(宇野宗佑君) やはり我が国の天皇に対する大変な侮辱でありました。記事をお読みになるとおわかりだろうと思ひますが、これを黙視することはできません。また、相手の雑誌がどの程度のものであるかということも十分私たちは承知しております。内容的にはいろいろ議論のある雑誌社であるといふような評価を受けているらしいでございますが、何分にも発行部数が非常に多い。

○政府委員(斎藤邦彦君) 具体的にどのような記事に抗議をして、どのような記事に抗議をしないかといふのは我々外務省で判断しているところでございますけれども、先ほど御説明いたしましたとおり、海外の新聞の中には天皇の戦争責任を論じている新聞も幾つかあるわけでございます。

○吉岡吉典君 要するに、いろいろな外国の新聞が天皇の戦争責任を論評しているけれども、そのこと自体をやり玉に上げて抗議することはしないといふのは、日本政府がそういう新聞すべてに抗

○吉岡吉典君 要するに、いろいろな外国の新聞が天皇の戦争責任を論評しているけれども、そのこと自体をやり玉に上げて抗議することはしないといふのは、日本政府がそういう新聞すべてに抗

○吉岡吉典君 要するに、いろいろな外国の新聞が天皇の戦争責任を論評しているけれども、そのこと自体をやり玉に上げて抗議することはしないといふのは、日本政府がそういう新聞すべてに抗

○吉岡吉典君 要するに、いろいろな外国の新聞が天皇の戦争責任を論評しているけれども、そのこと自体をやり玉に上げて抗議することはしないといふのは、日本政府がそういう新聞すべてに抗

○吉岡吉典君 要するに、いろいろな外国の新聞が天皇の戦争責任を論評しているけれども、そのこと自体をやり玉に上げて抗議することはしないといふのは、日本政府がそういう新聞すべてに抗

○吉岡吉典君 要するに、いろいろな外国の新聞が天皇の戦争責任を論評しているけれども、そのこと自体をやり玉に上げて抗議することはしないといふのは、日本政府がそういう新聞すべてに抗

議していないところに日本の外務省の態度があらわれている、そうとつていいのかということなんです。

○政府委員(青藤邦彦君) 外務省といたしまして、戦争責任を論じている外国の新聞の論調に対しては抗議をしないという決定をしたわけではございません。

ただ、先ほど来御説明しておりますとおり、現在までも幾つかの外国の新聞が天皇の戦争責任を論じておりますけれども、これらのいづれにもつきまして我々としては抗議をすべきだという判断をしてこなかったということでございます。

○吉岡吉典君 その次に、この抗議文の中身の問題に入りますけれども、これは内閣委員会でも論議が行われた問題ですけれども、この抗議文の中にある元首という表現の問題に関連してです。この抗議文では、用語としては主権者、支配者の意味をもつ「ソブリン」という言葉を使つてあるということも論議になっております。

私は、まず法制局にお尋ねしますけれども、現行憲法には天皇を元首とする規定はない、こういうふうな、わかり切ったことのようにですが、確認してよろしいでしょうか。

○政府委員(大出峻郎君) 現行の日本国憲法に元首に関する規定はないということであります。

○吉岡吉典君 明治憲法ではあったというふうな、これも明らかでございまして、念のため、こういう形になつていたか。

○政府委員(大出峻郎君) 大日本帝国憲法第四条でございまして、ここでは「天皇ハ国ノ元首ニシテ統治権ヲ総攬シ此ノ憲法ノ規ニ依リ之ヲ行フ」というふうな規定をいたしておたわけでありまして。

○吉岡吉典君 そうしますと、今の法制局の答弁でも明らかによつて、戦前の憲法では明確に元首という規定があった、しかし主権在民をうたつた現在の憲法では元首規定がなくなつていて、このことがはっきりと言えらると思つております。この憲法制定過程では、貴族院の憲法論議の中で天皇に元首

の資格を与えよという提案があつたが、賛成が得られなくて今のようになつた、こういうことをお書きになつてゐる憲法学者もおりますが、こういう経過があつたことは事実でしょうか。

○政府委員(大出峻郎君) ただいまおっしゃいましたような議論があつたということを学者の方々が本に書いておられるということは承知いたしております。

○吉岡吉典君 天皇が元首かどうかということをもつて憲法解釈としてはいろいろな議論があります。しかし、天皇が憲法上元首と明記されてない、規定されてない存在であるということとは明確になり、しかも明記した方がいいではないかという意見があつたにもかかわらずそれは明記されなかつた、こういうのが現行憲法の上皇についての規定です。

私は思うに、天皇がかつたわけでもない。同じ天皇が戦前、戦後と続いていて、その戦前の憲法では元首という規定が明確にあり、同じ天皇のもとでの戦後の新憲法では、その元首という規定が議論を経てなくなつたということになると、これは天皇を元首というふうな言わない方が普通の受け取り方ではないかと、こういうふうには私は思ひます。その議論をここでやろうというわけではありませぬけれども、そういう経過がありますから、政府のこれまでの天皇についての見解というのは元首説をとられるにしても非常に慎重に複雑な言い回しで、限定をつけた言い方がなされております。今度の外務省の文書はそういう限定もなしに、無限定に我が国の元首と、こういうふうなことになるわけですね。

外務省にお伺いしますけれども、従来もこういう形で天皇を元首というふうな無限定に明記した外交文書というものをに出された例がありますか。

○政府委員(青藤邦彦君) 私の承知しております限り、ございません。

○吉岡吉典君 そうすると、天皇の病氣を機会に外交文書に初めて元首という文書があらわれたということになる、マスコミ論評でもある、外国

の新聞の指摘にもある天皇の病氣を利用して天皇の権限の拡大を図るんだというふうな、そういう受けとめ方が出てくる余地があるわけですね。その議論も、私はここで外務省がそういう意図があつたというふうな議論をふつかけようとは思ひません。そういうことがないということが私の言いたい点ですけれども。

ここでもうちょっと憲法問題をきちつとしておきたいと思ひますので、法制局にお尋ねしますけれども、元首ということをもつては憲法学者の中にはさまざまの議論があり、私が読みました本では「天皇が元首であることを否定する見解が有力である」というように書かれておりました。法制局の天皇についての見解でなく、学者の中にさまざまな説があり、天皇元首を否定する見解が有力だと、これは伊藤正己さんの「憲法」という本なんです、大体法制局からごらんになつてもそういうふうな、どうでしょうか。

○政府委員(大出峻郎君) いわゆる元首の問題につきましては、憲法学者の間においてもいろいろな考え方があるということでありまして、私どももいたしましてはどの学説が有力であり、どの学説が有力でないということを独断的にちよつと判断をして申し上げるというのは差し控えていただきたいというふうに思ひます。

○吉岡吉典君 それでは、代表的な日本の憲法の学者の本でどのように書かれておるかということ、これを明らかにしていただきたいと思います、法学協会の「註解日本国憲法」は元首問題についてどういう学説でしょうか。簡潔な結論だけで結構です。

○政府委員(大出峻郎君) 「註解日本国憲法」でございまして、ちよつと文章が長くなりまして、ここでは要点だけ申し上げさせていただきます。

国内的には行政の首長であるとともに、国際的には国家を代表し外交使節と同様の特権を有する、というようなことをポイントといたしまして、日本国憲法のもとにおける天皇は元首ではないとい

う考え方を披瀝されておるようであります。

(委員長退席、理事森山眞弓君着席)

○吉岡吉典君 この「註解日本国憲法」というのは決して進歩的な立場の本というわけではありませんが、そういうふうになつてゐる。同じく代表的な憲法学者である宮沢さん、清宮さん、こういうふうな人々ではどういふようになつてゐますか。

○政府委員(大出峻郎君) 宮沢俊義元東大教授でございまして、その著書の中では「国家を外にむかつて代表する機能をもつ国家機関は、通常元首と呼ばれる。したがつて、そういう機能をもつ内閣は、日本国憲法のもとで、元首の性格をもつものといわなくてはならない」、途中をちよつと省略いたしますが「元首の意味を右のように解するならば、そういう意味の元首は、行政権の主体である内閣がその地位を有すると見るべきである」というような趣旨のことを書かれております。

○吉岡吉典君 清宮さんは。

○政府委員(大出峻郎君) 清宮元東北大学教授でございまして、その著書の中では「国の元首という言葉は、いろいろの意味に使われているが、ここで問題にするのは、外に向つて一般的に国家を代表する資格をもつ最高国家機関という意味の元首である」「現行憲法のもとでは、元首的役割が内閣と天皇とに分け与えられていて、どちらも、その限りでは国を代表するが、元首と呼ぶのは無理である。したがつて、現在の日本には元首の名に値する者はいないといふべきであらう」というような趣旨のことを書かれております。

(理事森山眞弓君退席、委員長着席)

○吉岡吉典君 日本の代表的な憲法学者の学説を紹介していただいたわけですね。

私は、政府のこの問題についての見解は、これはこれまでもしばしば述べられておりますし、この問題をめぐつての論議でも述べられておりますし、それは速記録で読ませていただきましたので、これはここで詳しく述べていただく必要はない、例

があるか。

○政府委員(大出峻郎君) 政府は、従来から天皇が元首であるかどうかは、要するに元首の定義にかんじろ問題であるというふうな考えでおり、今日では実質的な国家統治の大権を持たなくとも、国家におけるいわゆるヘッダの地位にある者を元首と見るなどのそういう見解もございまして、このように定義によりますならば、天皇は国の象徴であり、さらに、ごく一部ではあるが、外交関係において国を代表する面を有するのであるから、現行憲法においても元首であると言つて差し支えないと考えていると、これが政府の従来から申し上げておる見解でございます。

これに近い考え方をする学者といたしましては、例えば伊藤正己元東大教授でございますが、その著書の中で、「天皇は、儀礼的・形式的な権能であるが、批准書や外交文書の認証、条約の公布、全権委任状や信任状の認証を行い、また外国の大・公使の受受を行うのであるから、表見的な代表権をもつといえる。したがって、天皇を元首と解することもできないではない」というふうにその著書の中で述べられております。

○吉岡吉典君 その日本政府の見解に近い学説をとられる伊藤正己さん、この人は、今紹介がありましたことと同時に、次のようにもおっしゃっていますね。「天皇が元首であることを否定する見解が有力である」これは先ほども言つたとおりですね。それから「天皇は、条約の締結、外交使節の任免など実質的な外交上の代表権をもたないから、これを元首と呼ぶことはできないとするのも十分な理由がある」と、こういうふうにもおっしゃっているわけですね。同時に、「表見的な代表権をもつといえる」ということの結論として「天皇を元首と解することもできないはない」という、まことに限定した「できないはない」という表現でしかないわけなんです。政府に近い人の学説でもそういうことであり、私は政府の学説というのは、この伊藤正己さん、政府に近い伊藤正己さんの本によっても憲法学者の中の少数意見

見の学説をとつておられると、こういうふうに思っています。

そして、元首の定義いかんだと、定義を変えればどうにでも言えるんだということですから、ばい、しかしその議論は、私は従来からの政府の見解ですからここで出そうとは思いませんけれども、その政府の見解によつても、繰り返すようにすけれども、非常に限定的な解釈になつておりまして、無限定に天皇は元首だというのは、憲法学的としても従来日本の政府が述べられた見解の中にもないというふうには受けとつておりますけれども、無限定に元首だという説ないし政府の従来の見解というのはいずれもありませんか。

○政府委員(大出峻郎君) これは繰り返し申し上げるような形になりますけれども、日本国憲法のもとにおいては、元首というものを規定したものはないわけでありまして、したがって、いわゆる学説上の問題としていろいろな学説が唱えられているということでもあります。

我々の方は、そういう学説というものをいろいろ見比べてながらありますけれども、要するに元首かどうかというのは定義の仕方いかんの問題である、こういうふうな従来から考えてきておるわけでありまして、そしてその定義は、学説の中にもいろいろな定義があるということ、この点につきましては、先生既に十分御承知いただいているところであらうというふうな思ふわけでござい

す。ただいまの御質問の点で無限定にというふうにおっしゃいましたが、その点御質問の趣旨を必ずしも的確に私が理解をいたしておるかどうかわかりませんが、正確なお答えになるかどうかかわかりませんが、正解な答えに元々というのはいかなるという定義をすることなしに、天皇が元首であるというふうな述べる学者がいろいろ御趣旨でございませうならば、学説を網羅的に私も調査したわけではございませうけれども、そういう意味の定義を置かずという意味のことでありませうならば、そういう意味の無限定にということ

ございませうならば、そういう学説があるかということについては承知をいたしておらないところでありませう。

○吉岡吉典君 今の法制局の答弁にもありましたが、元々というのことはさまざまの議論があり、問題です、これは国会の議事録を私も今回調べてみましたけれども、いろいろ議論が繰り返されてきたものなんです。それを外務省は、抗議文の中でわざわざ天皇は国民の象徴であるということだけでなく、極めて端的に元首というふうになぜ書かなくちやならなかつたのか。ル・モンドが言うように、天皇論争に火をつけたという意図があつてなら別ですけれども、私はそうも思いません。場合によつては筆が走つての表現だつたということかも知れません。いずれにせよ、あれを取り消せと言つたつて、それは外務省はもう既に執行した文書ですから取り消すわけにはいかないう論議があるし、起る問題ですから、やはり今後外交文書の中では一語一語に慎重に慎重を期していただきたいというこの私の要望だつたら大いに考慮していただけるんじゃないかと思ひます

が、いかがでしょうか。

○國務大臣(宇野宗佑君) 英国の二紙に対する元首という用語を用いましたゆゑは、先ほど来政府委員が申した述べましたとおり、従来の政府見解そのまゝを用いたことでございます。したが

いまして、その点に關しましては御理解を賜りたいと思ひます。

また、象徴天皇という我々の現在の憲法上の言葉もございませう。したがって、そういうことが誤解を招かないようにということにつきまして、我々といひましたしても十二分に考えていかなければなりませんが、現在の天皇の地位に關しまして元首の面もあるというふうな私たちの考え方は、我々といひましたしても従来どおり一つの定義であるとして考えております。

もおかつ、先ほど私の英国の二紙に對しましてお話をしました際に、購読者数が多いということ

も一つのまた我々としての考え方の材料であつたと申しましたことについて吉岡委員からの、多くの人が読んでいるその新聞がレベルが低ければ、レベルの低い人がたくさんいるというふうなことを私は申し上げておるわけじゃないと思ひます。その点は、甚だ失礼でございませうが、そういうことをお考えにならないように、私はそういう考えで申し上げたのではないというのをここでばつきり申し上げておきたいと思ひます。

○吉岡吉典君 私はそういうふうな大臣が考えになつておるというのを言わんとしたんじゃないに、こういうときですと、そういうふうにとられてもぐあいが悪いから、今の抗議文の文章の一語一語と同じように、大いに慎重を期していくことを考えていただきたいという以上のことではございませう。

今、誤解の余地がないようにしていこうという答弁はありましたので、過去の文書を、これは直す、直さないというふうなことではできませんものじゃありませんから話は進めていきますけれども、この十三日の内閣委員会条約局長が天皇に關する答弁の中で「國の象徴であり一部ではございませうけれども外交関係において我が國を代表する権限を持つておられる天皇」という言葉があるように私は速記録で読みました。これは、十一日の答弁では「一部ではございませうが外交関係において我が國を代表している」という面がある、こういうふうな答弁なさつており、この十一日の答弁といふのは従来政府の答弁を踏襲したものではないといふに私は思ひます。しかし、その「一部」という限定はありますが、「外交関係において我が國を代表する権限を持つておられる」ということになると、これは憲法四条で、天皇は「國政に關する権能を有しない」と明記していることと矛盾して、何らか天皇が権限を持つておるというふうにとられる答弁になつております。

私は、先ほど引用しました伊藤正己氏の「憲法」の本でも「外交上の代表権をもたない」ということも述べられている点からいっても、天皇はいか

なる意味でも外交上独自の判断で処理できる、そういう意味の権限というものは持つていない、つまり裁量権を持つ代表権というふうなものを持つていない、こういうふうな解釈しているわけですが、法制局にお伺いしますけれども、私の解釈でよろしいでしょうか。

○政府委員(大出峻郎君) まず、伊藤正己元東大教授の書かれた本でございしますが、私も承知しているところでは、先ほどちょっと読ましていただきましたように、「また外国の大・公使の接受を行うのであるから、表見的な代表権をもつといえる」というような記述があるということをもつて申し上げさせていただきますというふうに思っています。

そこで、ただいまの御質問でございしますけれども、天皇は日本国憲法の定める国事に関する行為を行う権能を有しているところでありまして、その第七條の第九号の規定がございしますが、その規定に基づいて国事行為として外国の大使、公使の接受をされるわけでありまして、この点は、天皇は形式的、儀礼的ではございしますけれども、一部において我が国を代表する面を有しているというふうな我々は考えておるところであります。このように形式的、儀礼的ではございしますけれども、天皇が一部において我が国を代表して国事行為を行う権能を有するという趣旨で、条約局長が「対外関係において我が国を代表する権限を持つておられる」という表現をされたのでありますれば、「権限」という言葉を使ったといえども、必ずしも不適切であるということにはならないというふうな考えです。

○吉岡吉典君 私が質問したのは、斎藤条約局長の答弁についてではなく、天皇が裁量権を持つ権限を持つていかどうかというのが私の質問点です。もう一度そこに限定して答えてください。

○政府委員(大出峻郎君) 先ほど申し上げましたように、憲法第七條第九号の規定に基づいて、外国の大使、公使の接受をされるわけでありまして、これは国事行為でございしますから、内閣の助言と

承認を必要とする、具体的に言えば内閣の決定に従ってこれを行われると、こういうことであります。

そういう意味合いからいたしますれば、裁量、いわゆる裁量権という意味のものは含まれていない。形式的、儀礼的に行われる、こういうことであらうかと思ひます。

○吉岡吉典君 時間が来ましたけれども、もう一問。

これは条約局長にも答弁権を与えてはいけませんから、結論的に言いますけれども、伊藤正己さんの本も「実質的な外交上の代表権をもたない」ということも一方では言っているわけですね。裁量権を持った権限は持たないということ、これはもう憲法上非常に明確なんです。

条約局長は同じ日の答弁の中で、天皇の権限を広げようとするとか、これまでの考えを変えようとする意図は全くございしません、というふうにも答弁しておられるわけで、これは従来の政府の解釈を変えようというものでなく、政府の従来の解釈というのは、さっきも言いましたように「権限」という言葉はなく、代表する面とかあるいは代表する立場とかいうふうなのが従来の答弁だったと思ひますけれども、それと同じ意味のことを言う場合に表現がこういう用語になったということなのかどうか、この点は条約局長にも答弁権を保障しないと不公平になりますから。

○政府委員(斎藤邦彦君) ただいま吉岡委員御指摘のとおり、私がこういう答弁をいたしましたのは、全く従来の政府の見解を変えようという意図のもとでしたわけではございしません。先ほど法制局から御説明がございましたような意味で使った用語ということでございます。

○吉岡吉典君 私、繰り返すようですが、こういう議論をしたのも、国際的に非常に多くの議論があるときに、我々は一語一語について大いに慎重を期して、天皇の病氣というのを利用して日本がまた新たな軍国主義へ向かうんじゃないかという、これは本当に私のところに来る新聞記者

が共通して質問していく点なんです。そういう疑惑を持たれたり、不安を与えることがないようにあらゆる面で大いに慎重を期してやっていたのだきたいということが私の言いたい点ですので、そういう趣旨で、大臣、よろしくお願いしたいと思ひます。

○国務大臣(宇野宗佑君) 天皇並びに我が国の現在の憲法等々に関しまして、やはり曲解をされる向きがあつてはこれは大変でございしますから、あくまでも私たちは平和国家であり、また憲法に定める民主主義あるいは基本的人権等々を守る国家であり、さらに経済大国になつても軍事大国にはならぬ、これはもう常に私は申し上げておるところでございしますから、そうした意味合いにおきまして、今後も外交面では十二分に注意をして、我々の真意を広く世界の方々に知ってもらうように、さらに一段の努力をいたしたい、かように考えております。

○田英夫君 先週の十一月一日、二日の二日間、東京で朝鮮政策の変更を求めるといふ趣旨のシンポジウムがありました。私も出席をしたんですけど、私も、日本で著名な国際政治学者あるいは自民党を含む国会議員、いろいろな方が出られて議論をしたわけですが、きょうはそのことを踏まえまして、外務省のこの朝鮮政策という点についてまた伺つてみたいと思ひます。

最初に一つ確認をしたいのは、日本政府の対朝鮮政策というのは基本的に朝鮮は一つだということ、つまり統一ということですね。朝鮮は一つだということと望んでおられるのか。もちろんそのことは南北の朝鮮民族自身がお決めになることではあるけれども、日本政府としては一つということとを望むのか、現在のように二つの状態でもやむを得ないと考えておられるのか。

○政府委員(長谷川和年君) 朝鮮半島を見てみますと、現在南には大韓民国政府がありまして、休戦ラインの北には事実上の政権が存在する、こういうことにつきましては、従来から国会の御議論の際に、当時の総理大臣あるいは外務大臣がお答

えしていただいております。

○田英夫君 そこで、いわゆる七・七盧泰愚宣言という盧泰愚大統領が北との関係について述べられた。内容はもう申し上げなくともおわかりのとおりであります。これに対する政府の態度、評価はいかがですか。

○政府委員(長谷川和年君) この特別宣言というのは、従来の韓国の北に対する政策と比較してみますと、非常に内容が建設的で、かつ柔軟なものであるというのが私たちの日本政府の評価、分析でございまして、この内容を支持、歓迎しているわけでございます。

○田英夫君 さっきの一つかどうかという私の問いに対しては、実はさき一つが望ましいというふうなお答えになつてこないところに日本政府の従来からの姿勢の問題があると私は思ふんです。

私は南北両方に多くの友人を持っております。私の認識では、二つであつた方が望ましいと思ひている人は極めて少ないという認識を持っています。二つの政権があるということは事実であります。二つの政権があるということは事実であります。一つになりたいた朝鮮民族が南北ともに望んでいるにもかかわらず、統一がなかなかできないというその阻害要因というのは、一体政府は何だと思ひますか。

○政府委員(長谷川和年君) 他国の内政に関する種々の問題につきましては第三国である日本としていろいろコメントないし分析をすることは控えた方がいいと思ひますが、やはり長い間の歴史、政治、いろんな面での違いがございまして、こういうものの相乗的な効果というのか、相乗的な原因がそれぞれ従来は阻害要因であつたと思ひます。

ただ、先ほど申しましたように、七月七日に盧泰愚大統領が特別宣言を行ひまして、北朝鮮に対して大変建設的、前向きに呼びかけている。これは申しましたように、日本政府としても支持、歓迎しているところでございします。

という感じでわからないのですけれども、いわゆるイデオロギーの違い、東西と言われる状態、別の言葉で言えば資本主義か社会主義かという対立、そういうものがまさに朝鮮半島で際立っているという状態の中で、それを乗り越えるために金日成主席は、それぞれの体制のままで高麗民主連邦共和国をつくろうじゃないかということを大変苦しい選択といましようか、提案をされたんだと思います。

しかし今、世界的にそうしたイデオロギー対立というものが次第に緩くなってきている、米ソの関係が最も象徴的でありますけれども、同時にまた、社会主義国家も今ベネズエラとかであるとか開放政策であるとかいう名前のもとに変化しつつある。こういう状況になってくると、最も大きな障害要因であったイデオロギー対立というものが次第に薄くなって統一へ向かって進み得る状況というものが出てきているんじゃないか、こう思うわけで、これは私の考えです。

そこで、最近日本政府は北朝鮮に対する姿勢を変えられつつあるように感じております。これはオリンピックが終わってから制裁措置を解除するというような状況の中で動きつつあるわけですが、ぜひお聞きしたいのは、盧泰愚大統領のいわゆる七・七宣言がその一つの要因でしょうか。

○政府委員(長谷川和年君) 今、委員御指摘の盧泰愚大統領の七・七宣言、これも一つの新しい情勢の中に入ると考えます。また、朝鮮半島に關しましては、重要なことは、南北双方のみならず朝鮮半島をめぐる種々の関係国、すなわち日、米、あるいは中、ソ等々の関係国がございまして、こういった国の動きも全部勘案しまして考えてみます場合に、朝鮮半島に關しては新たな情勢が生まれつつあるという認識が生まれてくると考えております。

○田英夫君 具体的にいわれる六カ国の会談という、これについては日本政府は賛成ですか。

○政府委員(長谷川和年君) 国連総会で盧泰愚大統領が提案されました六カ国の会談でござい

が、日本政府の政策態度としましては、朝鮮半島に關しましてまず南北双方、南と北でもってまず話し合う、その上で関係国が南と北の動きを考慮していろいろ考えていくということで、まず南と北が話し合うことが重要であるというのが政府の考え方でございまして。

○田英夫君 そこで、南北は国会議員会談をやろうというようなことで既に予備的に話し合いが事実進んでおり、そういう方向で今アジア局長が言われたようなことが既に行われつつあるわけですが、日本政府として北朝鮮に対する態度で、具体的には制裁措置が解除されたということに続いて一体何をされるのか、極めて具体的にお考えになつていくことがあればお答えいただきたいと思

○政府委員(長谷川和年君) 北朝鮮につきましては政府としても広い意味での日朝関係の改善ということを考えているわけでございしますが、まず北朝鮮と日本との間の懸案でございします富士山丸の問題、この問題の解決がまず重要である、こういった問題の解決を通じて日本と北朝鮮の間のいろいろな懸案のすべての側面について北朝鮮側と話し合いを行うというのが政府の方針でございまして。

特定してどれかと、それが基本的な条件というわけではございませんけれども、先ほど申しました全般的な国際情勢、朝鮮半島をめぐる流れを考えまして考慮しつつ、ただいま申しました富士山丸の問題とか、こういった懸案のすべての側面について話し合う用意があるというのが政府の立場でございまして。

○田英夫君 例えば日ソ間の関係を改善しようという、あるいは平和条約を締結しようということまで考えますと、政府は従来からいわゆる北方領土の問題が解決されなければ前進がないという、つまり北方領土の問題が日ソ関係改善の前提条件といひますか、第一の条件だというふうに受け取れる姿勢をとっておられるのですが、北朝鮮の場合、今言われた第十八富士山丸の問題がそういう

要因になりますか。

○政府委員(長谷川和年君) 私どもは所管ではございせんが、北方領土の問題というのは、歴史的にも法的にも日本古来の領土であった北方領土、この返還を求めるという日本の対ソ外交の基

本の問題でございまして。
一方、この富士山丸の問題、これは大変重要な問題でございしますが、恐らくこの問題と北方領土の一括返還の問題、双方重要でございしますが、これを同じ次元で取り上げることではできないのではないかとおもう次第でございまして。

○田英夫君 おっしゃるとおりだと思ふんですが、先週のシンポジウムの中である学者の方が、北朝鮮との関係改善に關して、第十八富士山丸の問題は確かに人道的に大変重要な問題であるし日本政府として重要視されることは理解できるけれども、これを関係改善の第一の条件、これが解決されなければ先へ進めないというふうに考えているとすれば、それは間違いないかという指摘がありました。それについてはどうお考えですか。

○政府委員(長谷川和年君) 私のシンポジウムに出ておりませんので、申しわけないのですが、いろいろな学者の方がおられてそれぞれ御意見をもちかと思ひます。特定の学者の方の特定の議論に關して私は論評する立場にございせんが、政府としては先ほど私が申しましたような考え方をとっているわけでございまして。

○田英夫君 関係改善をしようということを真剣に考えているならば、まず相手側がこちら側に対して一体何を求めているのか、という発想をすることが必要じゃないかなと。つまり、北朝鮮が日本に対して何を求めているのか、そういう意味から考えると何だと思ひますか。

○政府委員(長谷川和年君) 今ちょっと特定してこれというのは思ひませんが、ただ、日本と北朝鮮とは正常な国交はございせんが、経済関係とかあるいは限られた範囲の中の人事交流というものはあるわけでございまして、こういった面での交流というのは従来から続けられているわけ

でございまして。

そこで、何かこれ一つとただいま委員御指摘のことでございすけれども、何がこれ一つと言われているも、ちょっと私としては現在御返答しかねるというところでございまして。

○田英夫君 やはり率直に言つて、北朝鮮は今経済的に大変困難な状況にある。韓国と比べまして工業を中心にして経済的に非常に格差が大きくなつてしまつてゐる。特に、一時大変誇りにしていた食糧といひますが、農業もかなり苦しい状況にあるというふう聞いてゐるわけですね。したがつて、これは率直に言つて、金日成主席自身もかつて言つておりましたが、日本との経済交流と

いうことを非常に望んでゐると思ひますね。ただ、負債の問題があるとかいろいろ困難な条件があることは事実でしょうけれども、私は、経済協力と広く言つてしまつてもいいと思ひますが、盧泰愚大統領の七・七宣言もある中で、従来とは違つた環境があるわけですから、国交はありませんけれども、経済協力という観点から考えられることがあるんじゃないかと思ひますが、いかがでしょう

○政府委員(長谷川和年君) 朝鮮半島をめぐる現在の国際情勢にかんがみますれば、我が国としては、先ほど申しましたとおり、今のところ北朝鮮との間で国交を結ぶ状況にはなくて、現段階において北朝鮮に対して政府が経済協力を行う考えはしたがつてございせん。
また、一般の経済交流でございしますが、現状では経済交流、通常の貿易がございしますが、委員御高承のとおり、北朝鮮は日本に対して約六百億円の程度と言われる債務を抱えておられて、日本はこういった民間の通商に關しましては自由でございすから、これにつきましても民間の方から見ますれば、こういった債務の問題の円滑な解決ないし解決に關する合意というのが重要ではないかと思ひます。

○田英夫君 具体的に今北朝鮮側が望んでゐることの一つで、気象衛星を受信する装置を日本の企

業に頼んで北朝鮮につくりたいという動きが在日朝鮮人の北朝鮮籍の人を通じてあります。しかしながら、制裁措置というふうな雰囲気の中でこれが実現をしない。その日本の企業、名前は挙げませんが、その企業はことしの春の段階で前向きに検討していたのを突然中止してしまつたというふうなことがあります。この辺のところは一つの勘どころじゃないかなという気がいたします。これはお答え要りません。

そこで、どうでしょうか、こういう状況の中で、韓国も着々と民主化を進めようとしておられる、雰囲気が大変変わってきている。日本政府が、この際、北朝鮮の政府と直接接触をするというふうなことは考えられませんか。

○政府委員(長谷川和年君) 国会の御審議の場におきまして、外務大臣、総理等からも既に御答弁いただいておりますが、先ほど私も申しましたとおり、日本政府としては北朝鮮との間の懸案のすべての側面について話し合いを行う用意があるということは宣明しております。これに対して、北朝鮮からは全然前向きあるいは積極的な反応がございません。このような状況のもとにおいては、ただいま委員が御示唆になつておるような話し合いとか、こういうことはなかなか難しいのではないかと申す次第でございます。

○田英夫君 第十八富士丸の問題については、制裁措置がとられる以前は海外でしかるべき場所と接触があったということを御答弁で承知しておりますが、今こういう状況の中で北京にしろジュネーブにしろ、北朝鮮側の在外公館のあるところで、もちろん非公式であっても接触することは可能だと思ひますし、またその場合には、第十八富士丸の問題を解決するというようなことだけではなくて、もっと大きく朝鮮半島全体の問題について話し合うというふうなことがそろそろあつていいのではないかと、こう思うわけですが、その点はいかがでしょうか。

○政府委員(長谷川和年君) 北朝鮮と我が国との間の懸案のすべての側面につきましては、北朝鮮

側と話し合いを行う用意があると先ほど来私が申し上げていることでございますが、これが日本政府の立場でございます。こういった我が方の考え方につきましては、種々のルートを通じて北朝鮮側に伝える努力を行つてきているところでございます。

○田英夫君 そういう意味でいうと、一つ日本政府が極めて具体的にとつておられる姿勢で、我々がただただ旅券、これには北朝鮮を除く、こう書いてあるわけですが、この際このことをもうやめてしまふ、こういう文字を旅券から削除するということとは考えられませんか。

○説明員(黒河内久美君) 先生御指摘のとおり、旅券の渡航先を地域名をもつて包括記載する場合には北朝鮮が渡航先から除外されていることは事実でございますが、もとより同地域の渡航が禁じられていたわけではなく、北朝鮮へ渡航する者については別途北朝鮮を渡航先とする一往復の旅券を発給しております。

これは北朝鮮が我が国と国交のない地域であり、我が国としては邦人保護の見地から渡航者の実態を把握する必要があるため、同地域へ渡航しようとする者については、あらかじめ渡航目的、渡航期間、北朝鮮側の招請団体等につき説明した渡航趣意書に北朝鮮へ入域できることを証明する書類、例えば招請状、会議の通知状等を添付して提出させ、個別に審査し、その都度一往復用旅券を発給することが必要と考えているためでございます。

○田英夫君 御参考までに、先週そのシンポジウムでやはり学者の方から、イクセプトと書くならば、北朝鮮はやめて南アフリカと書く方がいいんじゃないかというふうな発言があつたことを御紹介しておきますが、今までのこの話をお聞きに当たって、最後に外務大臣から感想をお聞かせいただきますかと思ひます。

○国務大臣(宇野宗佑君) 朝鮮半島、南北のあることで民族が二つに分かれていて、これとしてまことに悲劇である、私は常にかように思つておりま

すし、また南北それぞれにおいてやはり一つになるべきだという強烈な意見があるということもしばしば耳にいたしております。

先ほど田委員の方からは、資本主義並びに社会主義のそうした例えはネックがあるんじゃないかというお話もございましたが、私といたしましては、日本もいろいろと考えてみたいと思ひますが、過去三十六年間、やはり我々があの国を治めていたということにつきましては、それぞれの南北の人たちは特異な感情を持つておるんじゃないかなうか。だから私たちがよく私は使つた言葉ですが、余りにもしやうやう出ますと、また日本が何か我々に支配権を持つておるのではないのか、こういうような疑いを持たれる方も、まだ独立をされて四十年しかたつておらない国々におきましては、やはり我々としても考えておかななくてはならない重要な問題である、こう思つております。

したがいまして、六者会談等々ということもそれの一つの考え方だと私個人としては思ひますが、やはりその前提は、第一義的には南北の話し合い、これによつてひとつアメリカもソ連も中国も日本もやつて来てくだされ、お互いに話し合ひしようというのなら喜んで私たちは参じたいというのが私たちの気持ちでございます。

なお、北朝鮮につきましては、盧泰愚大統領の七・七宣言あるいは国連総会の演説にも相当思ひ切つた発言がなされております。また、北朝鮮の代表が国連でスピーチされました。私たちもその内容をずっと改めさせていたしておりますが、従来と違つて日本、韓国、米国を非難しなかつたというところは、これはやはり大きな変わりやうを今考えておられるのではなからうかと、こういうこともございます。

したがいまして、先ほど田委員が申されましたとおり、我々から推測するのならば、北朝鮮といたしましては現状ではやはり経済を何とか再建したいものであると、そういうお気持ちを持つていらつしやるものだろうとは推測できます。では、

それがどういふルートにおいて我々に伝わってくるのであろうかということも一つの問題点でございます。今日までは、例えば社会党の書記長の代表団が行つていたもので、そして十月ないし十一月には北朝鮮の労働党の代表が来られる、招待した。私たち、実はこれは社会党さんのそういう御伝言でございますから、はつきり申し上げまして、来られたならばそれ相応の対応をしなくちゃいけないし、またそうしたムードにありますから、そのときにこそ政府といたしましてもいろいろな話の糸口が見つかるとは思ひます。こう思つて、我々としてはそういう気持ちで現在おります。

また、海外におきましても、接触でき得る場所におきましては極力いろいろと接触を試みておりますが、先ほどアジア局長が申しましたように、現在のところは全く反応がないというふうな次第でございます。もちろん第十八富士丸のことも重大でございますが、そうしたことを含めまして、我々としてはまず北朝鮮側のお話も十分聞く、それだけの今日は気持ちを持つておるということだけは申し上げてもいいんじゃないかと、かように思ひます。

○田英夫君 ありがとうございます。

○委員長(堀江正夫君) 本日の調査はこの程度とし、これにて散会いたします。

午後六時散会

昭和六十三年十一月十六日印刷

昭和六十三年十一月十七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

F